

## 第1章 シンガポールの概要

### 第1節 歴史、地勢、民族

#### 1 歴史

##### (1) 第二次世界大戦前

中国が南宋王朝時代であった13世紀に書かれた書物『諸蕃志』に「凌牙門」(Lingga Gate)という場所の記録があり、また14世紀に書かれた『ナーガラクルターマガ』には「単馬錫」(Temasek)との記録がある。現在の学者の研究では、一般的にこの凌牙門及び単馬錫はシンガポール島を指すものであるとされている<sup>1</sup>。

1819年、この地に上陸した東インド会社のイギリス人スタンフォード・ラッフルズは、マラッカ経由の中国との貿易ルート確保と、マレー半島地域との貿易拡大のための新しい植民地の必要性から、まずジョホール王国のスルタンの代官(トゥムゴン)と予備協定を結んだ。同年には、ジョホールのスルタン、トゥンク・ロングと条約を締結し、シンガポールを「合法的」に獲得、イギリス商館を設立した。1824年には、3万3,200スペイン・ドルの一時金及び毎月1,300スペイン・ドルの年金と引き換えに、スルタンにシンガポールにおける諸権利を放棄させる条約を締結、これによりシンガポールと周辺の島々はイギリスに委譲されることになった。

その後、シンガポールは自由貿易港として発展していく。ラッフルズが初めてこの地に上陸した時、1,000人にも満たなかった人口も、中国人をはじめとする移民で膨れ上がり、1901年には22万人を越えた<sup>2</sup>。

第二次世界大戦勃発後の1942年、シンガポールは日本の占領下となる。日本軍の降伏により、1945年、連合軍占領下となったシンガポールは、翌年再びイギリス領となる。1959年、立法評議会における選挙において、人民行動党(People's Action Party: PAP)が51議席中43議席を占め第1党となり、リー・クアンユーが自治国の首相となった<sup>3</sup>。そして1963年、シンガポールはマレーシア連邦の州の一つとしてイギリスから独立した。

##### (2) 独立後

しかしながら、マレー人優遇政策を掲げるマレーシア連邦中央政府とシンガポールは政治的・経済的に対立していき、ついに1965年にマレーシア連邦を脱退、シンガポール共和国として独立することとなった。

独立後のシンガポールは対外的には全方位的外交、対内的には華人系、マレー系及びインド系を中心とする多民族国家として民族の融和を図る政策を行い、「クリーン&グリーン・シティ」と呼ばれる緑溢れる都市国家をつくりあげた。また、経済的にも、1997年のアジア通貨危機、2003年のSARS(重症急性呼吸器症候群)の発生、2020年代初頭の新型コロナウイルス感染症拡大を乗り切り、順調な発展を続けている。シンガポール政府は東南アジアにおける貿易、交通の拠点のみならず、金融、バイオやエレクトロニクスなどの最先端技術、通信・メディアなどの各分野で、地域のハブを目指した政策を着々と進めている。名目GDPは1970年US\$2億弱から2000

<sup>1</sup> 顔尚強(Gan Siang Kiong)『シンガポールの華人社会』(シンガポール日本商工会議所、2009年)14頁

<sup>2</sup> ラッフルズ上陸当時の人口については、諸説あり見解が統一されていない。

<sup>3</sup> 同年既にシンガポールは自治国となっていたが、完全な独立国ではなかった。

年 US\$97 億、2023 年には US\$5,014 億となり、1970 年に US\$1 万弱だった国民一人当たり GDP も 2023 年には US\$8 万 4,734 まで成長した<sup>4</sup>。

## 2 国名

シンガポール共和国 (Republic of Singapore)

シンガポールの国語であるマレー語では、「シンガポール」は「シンガプーラ」(SINGAPURA) となる。シンガはライオン、プーラは町を意味するサンスクリット語が起源となっている。

## 3 国旗

1965 年制定。国旗はマレーシアの 1 州であった当時の州旗。三日月は優勢な新興国家を、5 つの星は民主主義、平和、発展、正義、平等の 5 つを、赤は友愛と平等を、白は純粋さと美徳を象徴している。

## 4 国土

北緯 1 度 22 分、東経 103 度 5 分に所在し、本島と 63 の島から構成される。赤道の北約 137 km に位置する。

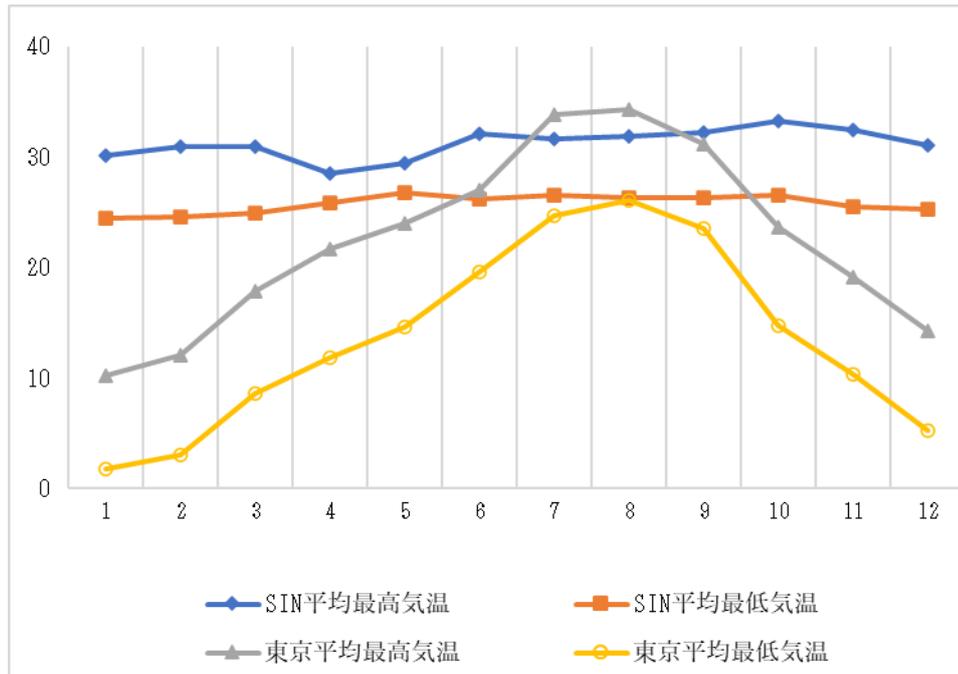
本島は、東西約 49 km、南北約 28 km、海岸線延長は約 228 km (2022 年 12 月末時点) である。国土の総面積は約 735.7 km<sup>2</sup> である。常に行われている国土拡張のための埋立て工事により面積は年々増加しており、1965 年にマレーシアから独立した当時の国土の総面積は約 580 km<sup>2</sup> と比較すると約 1.27 倍となっている。

## 5 気候

熱帯雨林気候に属し、年間を通じて高温・多湿で、顕著な季節の変化は見られないが、11 月から 1 月まで雨季のような時期があり、比較的過ごしやすくなる。

---

<sup>4</sup> THE WORLD BANK <https://data.worldbank.org/country/SG> (最終確認日: 2024 年 12 月 27 日)



(図1-1-1) 月別平均気温<sup>5</sup>

年間平均最高気温 31.2°C / 年間平均最低気温 25.7°C [2023年]

台風・地震発生せず、火山なし、ヘイズ (煙害) あり

## 6 人口及び民族

ラッフルズの書記であったアブドゥラの自伝では、シンガポールはマレー人 120 人、中国人 30 人から成る小さな漁村だったと記されているが<sup>6</sup>、イギリス領として正式に割譲を受けた 1824 年に実施された人口調査では、マレー系 6,431 名、華人系 3,317 名、インド系 756 名、その他 179 名の計 1 万 683 名に達していたという記録が残っている。このような民族構成になったのは、イギリス植民地政策下、人口の希薄なマレー地域だけでは十分な労働力をまかなうことができず、中国及びインドなどからの労働移民を流入させざるを得なかったという理由からである。

その後、窮乏する当時の中国南部から東南アジアへ向かう移民が次第に増え、1840 年、既にシンガポールにおける華人系は全体の半数を占め、20 世紀には実に 70% 以上を占めるようになった。

現在の人口は総人口約 604 万人 (国民 363 万人、永住権者 54 万人、定住外国人 185 万人) となっており、民族の構成としては、中国系 75.6%、マレー系 15.1%、インド系 7.0%、その他 1.7% となっている<sup>7</sup>。

<sup>5</sup> Data.gov.sg ウェブサイト

[[https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/monthly\\_s1.php?prec\\_no=44&block\\_no=47662&year=2023&month=&day=&view=https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/graph\\_mkhtml.php?&n=48698&p=12&s=1&r=0&y=2023&m=12&e=0&k=0&d=3/](https://www.data.jma.go.jp/stats/etrn/view/monthly_s1.php?prec_no=44&block_no=47662&year=2023&month=&day=&view=https://www.data.jma.go.jp/gmd/cpd/monitor/climatview/graph_mkhtml.php?&n=48698&p=12&s=1&r=0&y=2023&m=12&e=0&k=0&d=3/)] (最終検索日: 2024 年 12 月 27 日)

<sup>6</sup> 当時の人口については 1,000 人を超えていたとの説もある。

<sup>7</sup> National Population and Talent Division, "Population\_in\_Brief\_2024 (September 2024)", [[https://www.population.gov.sg/files/media-centre/publications/Population\\_in\\_Brief\\_2024.pdf](https://www.population.gov.sg/files/media-centre/publications/Population_in_Brief_2024.pdf)] p.24. (最終確認日: 2024 年 12 月 27 日)



(図 1 - 1 - 2) シンガポールの人口ピラミッド[2023年時点]<sup>8</sup>



(図 1 - 1 - 3) シンガポールの人口推移 (永住権者含む、外国人居住者は含まず)<sup>9,10</sup>

<sup>8</sup> Department of Statistics Singapore, Population Dashboard, [https://www.singstat.gov.sg/find-data/search-by-theme/population/population-and-population-structure/visualising-data/population-dashboard] (最終検索日: 2024年12月27日)

<sup>9</sup> Department of Statistics Singapore, Indicators On Population, [https://tablebuilder.singstat.gov.sg/table/TS/M810001] (最終検索日: 2024年12月27日)

<sup>10</sup> 顔尚強 (Gan Siang King) 『シンガポールの華人社会』 (シンガポール日本商工会議所、2009年) 20頁

## 7 言語

公用語 (official language) は、独立時 (1965 年) 中華系、マレー系、インド系の三大民族間の妥協案として制定された。中国語、マレー語、タミル語は、国民の民族・文化的背景から選ばれ、英語はシンガポールが英国の植民地であったという背景と国際的地位を得ることからために選ばれた。また、諸外国とのビジネスツールとして英語が必要であったことや多民族を融和させるための一つの手段でもあった。

公用語とは別にマレー語が国語 (National Language) として制定されているのは、シンガポールが 1963 年から 1965 年までマレーシア連邦の州の一つであったこと、独立後の経済発展にマレーシア、インドネシアなどマレー系が住む近隣諸国との調和が欠かせなかったことなど歴史的・地理的立場を反映したものとされている。しかし、国語としてのマレー語は、国歌や儀式で使用されるという役割を持っているにすぎない。

学校において、授業は公用語のひとつである英語でなされている。しかし、シンガポールは中華系、マレー系、インド系及びその他の複数民族から構成されている多民族国家であることから、それぞれの民族の文化的な背景・アイデンティティを尊重するため、英語と同時にその母語を小学校 1 年生から学ばせている。

これにより、現在国民の英語リテラシー (読解記述力) は 8 割を超えており、2 言語以上の言語リテラシーを備えたシンガポール人の割合は、1990 年調査時には 45% だったのが、2000 年には 56%、2010 年には 71%、2020 年には 74% に増加している。

家庭で使われる言語に関して 2010 年と 2020 年を比較した場合、2010 年当時は最も話されていた言語は標準中国語であったが、2020 年は英語の割合は 32.3% から 48.3% に増加し、最も話されている言語となった。

## 第2節 選挙制度

### 1 選挙権

シンガポールの選挙権・被選挙権は、21歳以上の全ての国民に与えられる。1959年に普通選挙が導入されて以来、義務投票制をとっており、正当な理由なく棄権すればその氏名が選挙人名簿から削除される。選挙人名簿から削除されると、その後の選挙で投票することができず、候補者となる資格も失う。再登録を行うには S\$50 を選挙登録局に支払わなければならない<sup>11</sup>。全ての国民が投票できるように、投票日は国民の祝日と定められている。2020年7月に行われた総選挙の投票率は95.81%であり、2023年9月に行われた大統領選挙の投票率は93.55%であった<sup>12</sup>。

なお、シンガポールには、日本のように地方自治体が存在しないこともあり、国民による直接選挙で選出される公職は、大統領及び国会議員のみとなっている。

### 2 大統領

現在の大統領はターマン・シャンムガラトナム氏 [第9代 (前回は無選挙による選出であったため、12年ぶりの投票選挙) 2023年9月14日就任]<sup>13</sup>で、同氏は、1999-2011年に大統領を務めたセッラパン・ラーマナータン・ナザン氏以来、12年ぶり3人目のインド系大統領となった<sup>14</sup>。

(表1-2-1) シンガポールの歴代大統領<sup>15</sup>

在任期間	氏名	民族
1965-1970 (5年間)	ユソフ・ビン・イサーク	マレー系
1971-1981 (10年間)	ベンジャミン・ヘンリー・シアーズ	ユーラシア系
1981-1985 (4年間)	チェンガラ・ヴェーティル ・デヴァン・ナイール	インド系
1985-1993 (8年間)	ウィー・キムウィー	中華系
1993-1999 (6年間)	オン・テンチョン	中華系
1999-2011 (12年間)	セッラパン・ラーマナータン・ナザン	インド系
2011-2017 (6年間)	トニー・タン・ケン・ヤム	中華系
2017-2023 (6年間)	ハリマ・ヤコブ	マレー系
2023-現在 (2年目)	ターマン・シャンムガラトナム	インド系

<sup>11</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, What Should I do if I did not vote in a past election?, [https://www.eld.gov.sg/voters\_compulsory.html] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>12</sup> International Foundation for Electoral Systems-Election Guide, [https://www.electionguide.org/countries/id/193/] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>13</sup> President's Office Website, [https://www.istana.gov.sg/The-President/President-In-Office] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>14</sup> President's Office Website, [https://www.istana.gov.sg/The-President/Former-Presidents] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>15</sup> President's Office Website, [https://www.istana.gov.sg/The-President/Former-Presidents] を基に著者作成。

## (1) 権限

大統領は 1991 年 1 月の憲法改正により、任期 6 年で国民により直接選挙されることになったが、それまでの大統領は 4 年ごとに国会により選出され、儀礼的色彩の強い存在であった<sup>16</sup>。現在は、政府準備金の使用や政府機関の長の任命に対する拒否権等を持っている。なお、大統領は、大統領顧問協議会（Council of Presidential Advisors）と相談の上、その権限を行使する。ただし、首相の任命や大臣の任命、恩赦等については、形式上は大統領が実施するが、首相や政府の助言に従い実施される。

## (2) 立候補

### ア 立候補資格

大統領選挙の立候補資格は以下のとおりである<sup>17</sup>。なお、立候補回数についての制限はなく、再選も可能である。

- ・シンガポール市民であること
- ・立候補の届出日に 45 歳以上であること
- ・立候補の届出日に選挙人名簿に選挙人として登録されていること
- ・立候補の届出日にシンガポールに居住していること
- ・立候補の届出日までに合計して 10 年以上シンガポールに居住している者
- ・シンガポール共和国憲法第 45 条に規定されている失格の対象<sup>18</sup>でないこと
- ・立候補の届出日に政党員でないこと
- ・公職経験の場合は、大臣・裁判長などの重要職を 3 年以上経験
- ・民間経験の場合は、過去 3 年間の平均株主資本 S\$ 5 億以上の企業で経営トップの経験があること
- ・直近 5 回の選挙で大統領を出していない民族（中華系、マレー系、インド系・その他）があった場合は、その民族出身者であること

2016 年には立候補資格について大きな見直しが行われた。従来民間経験の場合、過去 3 年間の平均株主資本 S\$ 1 億以上の企業で経営トップの経験があることが資格要件とされていたが、資本金の額について S\$ 5 億以上に引き上げられた<sup>19</sup>。

また、立候補資格が原則として全ての民族に開かれているところ、民族間の公正を期するため、ある民族（中華系、マレー系、インド系・その他）が直近 5 回の選挙で大統領を出していない場合、次の大統領をその民族から選出することとされた<sup>20</sup>。

---

<sup>16</sup> President's Office Website, [<https://www.istana.gov.sg/The-President/President-In-Office>]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>17</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/candidate\\_presidential\\_qualify.html](https://www.eld.gov.sg/candidate_presidential_qualify.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>18</sup> シンガポール共和国憲法第 45 条, [<https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963#pr45>]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>19</sup> シンガポール共和国憲法第 19 条, [<https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963#pr19>]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>20</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/elections\\_presidential.html](https://www.eld.gov.sg/elections_presidential.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

これにより 2017 年の大統領選挙では、直近 5 回の選挙で大統領を出していないマレー系のハリマ・ヤコブ氏が無投票での選出となった（歴代大統領は表 1 - 2 - 1 のとおり）。

なお、該当民族から選出されない際には、他民族も含めた立候補を再度受け付けることとなる。

#### イ 立候補までの流れ

大統領選挙は、任期満了日の前 3 ヶ月以内に実施されるか、任期満了前に大統領の職が空席となった場合に、その後 6 ヶ月以内に実施される<sup>21</sup>。立候補届出日（ノミネーション・デー）は首相が任命する選挙管理官から発表され、立候補届出日は 1 日のみの設定の上、受付時間も午前 11 時から正午までのわずか 1 時間である<sup>22</sup>。

### （3）選挙運動

立候補者が選挙運動を行えるのは立候補届出日から投票日の 2 日前までの期間であり、その期間は一般的に 9 日間となっている。投票日前日はクーリングオフ・デーと呼ばれ、投票権者を選挙運動期間中の興奮状態から落ち着かせ、理性的に判断し投票を行わせることを目的に設定されている。なお、クーリングオフ・デー及び投票日に選挙運動はできないものの、その時点で既に公の場に出ている広告媒体については残置することが認められている<sup>23</sup>。

選挙運動の内容は、集会、個別訪問、テレビ放送、SNS 等である。集会を開催するためには、立候補者は各自で会場を確保し警察に許可申請を出す必要があり、申請する際に会場の所有者から書面で承諾を得なければならない。会場は秩序と安全面でのリスク緩和のためにスタジアムや屋内施設が勧められており、屋外の広場等は認められない可能性がある<sup>24</sup>。

選挙運動の費用の上限は法令で定められており、S\$60 万若しくは投票権者一人当たり S\$0.3 のうちいずれか多い額となる<sup>25</sup>。

## 3 国会議員

国会議員は選挙区選出議員、非選挙区選出議員及び指名議員から構成される。指名議員を除き任期は 5 年であり、任期満了前であればいつでも、首相の助言に基づき大統領が解散することができる。現在の国会議員は第 14 期目の議員<sup>26</sup>で、議長、副議長は国会議員以外からも選出可能である。

<sup>21</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/elections\\_presidential.html](https://www.eld.gov.sg/elections_presidential.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>22</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/candidate\\_presidential\\_nomination.html](https://www.eld.gov.sg/candidate_presidential_nomination.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>23</sup> COOLING-OFF DAY AND POLLING DAY FOR PRESIDENTIAL ELECTION 2023, [<https://www.eld.gov.sg/press/2023/PR%20on%20Cooling-off%20Day%20&%20Polling%20Day.pdf>]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>24</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/candidate\\_presidential\\_campaign\\_physical.html](https://www.eld.gov.sg/candidate_presidential_campaign_physical.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>25</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/elections\\_presidential.html](https://www.eld.gov.sg/elections_presidential.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>26</sup> Parliament of Singapore Website, [<https://www.parliament.gov.sg/about-us/structure/members-of-parliament>]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

選挙区選出議員は全ての審議に参加することができるが、非選挙区選出議員及び指名議員は、憲法改正、予算法案、内閣不信任案等については、表決に参加することはできない。

(1) 議員の種類

ア 選挙区選出議員

選挙区選出議員は、国民の直接選挙で当選した議員である。選挙区は小選挙区と集団選挙区に区割りされており、定数 93 の内、14 名は小選挙区から、79 名は集団選挙区から選出される<sup>27</sup>。シンガポールの議員定数及び区割りは、首相が民間人から委員を指名する選挙区割り見直し委員会 (Electoral Boundaries Review Committee : EBRC) の諮問に基づき、首相が決定する。

(ア) 小選挙区

小選挙区は 1 選挙区ごとに 1 名を選出する区割りである。2020 年総選挙では、14 の選挙区から 14 名が選出された。

(イ) 集団選挙区

集団選挙区は、有権者が政党に投票し、最大得票政党がその選挙区の議席を全て独占する区割り。2020 年総選挙では、17 の集団選挙区から 79 名が選出された。その内訳は 4 人区が 6 区、5 人区が 11 区である<sup>28</sup>。集団選挙区の候補者数は、各選挙区の有権者数を考慮した上で、大統領によって官報で公表される<sup>29</sup>。

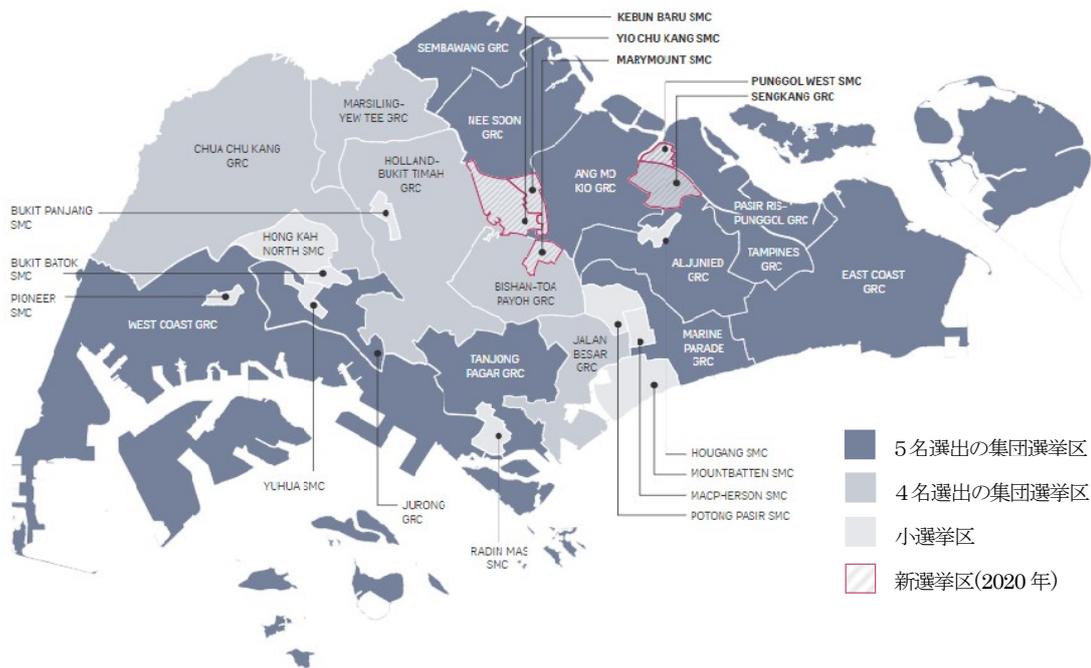
シンガポールは多民族国家であるため、集団選挙区から立候補する候補者グループの内 1 名は、必ずマレー系、インド系等の少数民族の出身でなければならないこととなっており、各党は定数分の立候補者を用意しなければならない。

---

<sup>27</sup> THE REPORT OF THE ELECTORAL BOUNDARIES REVIEW COMMITTEE,2020, [https://www.eld.gov.sg/pdf/White\_Paper\_on\_the\_Report\_of\_the\_Electoral\_Boundaries\_Review\_Committee\_2020.pdf] (最終検索日：2025 年 3 月 20 日)

<sup>28</sup> THE REPORT OF THE ELECTORAL BOUNDARIES REVIEW COMMITTEE,2020, [https://www.eld.gov.sg/pdf/White\_Paper\_on\_the\_Report\_of\_the\_Electoral\_Boundaries\_Review\_Committee\_2020.pdf] (最終検索日：2025 年 3 月 20 日)

<sup>29</sup> シンガポール共和国議会選挙法 218 条, [https://sso.agc.gov.sg/SL/PEA1954-S159-2020] (最終検索日：2025 年 3 月 20 日)



(図1-2-1) 選挙区の状況 (2020年総選挙) 30

#### イ 非選挙区選出議員

非選挙区選出議員は、野党の当選議員の数が最低確保議席に満たない場合、総選挙で落選した野党候補者のうち得票率の高い候補者を当選人として選出する議員のことである。これは1984年に導入され、当初は選挙区選出の野党議員の数が3名に満たない場合に、野党議員の数が選挙区選出議員と合わせて3名になるまで非選挙区選出議員を選出していた。しかし近年、国会でより多様な議論が希望されていることから、憲法及び国会議員選挙法の改正により、野党議員の最低確保議席が2010年には従来の3名から9名へ、2017年には12名へ増員されることになった<sup>31,32</sup>。

非選挙区選出議員は、それぞれの選挙区での最低得票率が有効投票数の15%でなければならないという条件が設定されている<sup>33</sup>。また、同一選挙区から1名までと定められている。2020年の総選挙では、野党議員は10名当選したため、2名の野党候補が非選挙区選出議員に選ばれた<sup>34</sup>。

<sup>30</sup> 「The Straits Times」より引用。

<sup>31</sup> Parliament of Singapore Website, [https://www.parliament.gov.sg/about-us/structure/members-of-parliament] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>32</sup> National Library Board Website, [https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuiid=50037dd3-e559-4ffb-b1b6-39919dd28e6c] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>33</sup> シンガポール共和国国会議員選挙法第53条, [https://sso.agc.gov.sg/Act/PEA1954?ProvIds=P13#pr52-] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>34</sup> ELECTION OF NON-CONSTITUENCY MEMBERS OF PARLIAMENT IN GENERAL ELECTION 2020, [https://www.eld.gov.sg/press/2020/Press\_Release\_on\_Election\_of\_Non-Constituency\_Members\_of\_Parliament\_in\_General\_Election\_2020.pdf] (最終検索日: 2025年3月20日)

## ウ 指名議員

指名議員は、実業界、産業界等の代表の意見を国会の議論に反映するため、政党に属さない人物にも選挙を経ずに議席を与える制度であり、1990年から導入された。国会の特別選考委員会の推薦に基づき、大統領が9名まで任命する。指名議員の任命は、選挙後に初めての国会で半年以内に行われる<sup>35</sup>。

### (2) 議席数及び任期

各議員の議席数、任期は以下のとおりである<sup>36</sup>。

[選挙区選出議員] 任期5年、議席数93

[非選挙区選出議員] 任期5年、最大議席数12

[指名議員] 任期2年半、議席数9

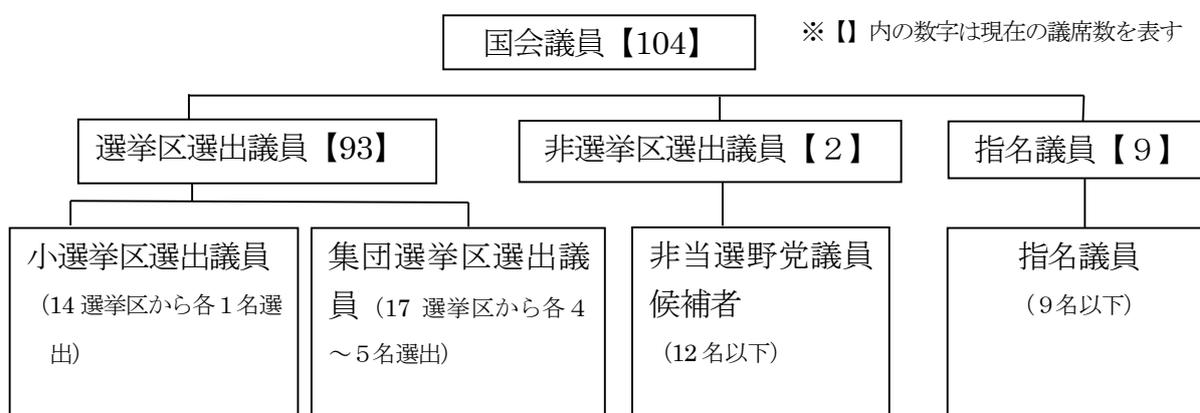
### (3) 政党別議員数

政党別の国会議員数は2020年7月10日の総選挙の結果、以下のとおりとなった<sup>37</sup>。

[選挙区選出議員] 与党・人民行動党 (People's Action Party : PAP) 83名

野党・労働者党 (Workers' Party : WP) 10名

[非選挙区選出議員] 野党・前進党 (Progress Singapore Party : PSP) 2名



(図1-2-2) 議員類型別の国会議員議席数<sup>38</sup>

<sup>35</sup> Parliament of Singapore Website, [https://www.parliament.gov.sg/parliamentary-business/glossary/Details/nominated-member-of-parliament-(nmp)/Nominated%20of%20Parliament%20(NMP)] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>36</sup> Parliament of Singapore Website, [https://www.parliament.gov.sg/about-us/structure/members-of-parliament] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>37</sup> The Straits Times GE2020, [https://www.straitstimes.com/multimedia/graphics/2020/07/singapore-general-election-ge2020-live-results/index.html] (最終検索日: 2025年3月20日)

ELECTION OF NON-CONSTITUENCY MEMBERS OF PARLIAMENT IN GENERAL ELECTION 2020, [https://www.eld.gov.sg/press/2020/Press\_Release\_on\_Election\_of\_Non-

Constituency\_Members\_of\_Parliament\_in\_General\_Election\_2020.pdf] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>38</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [https://www.eld.gov.sg/elections\_parliamentary.html] より著者作成。

#### (4) 立候補

##### ア 立候補資格

立候補資格は以下のとおりである<sup>39</sup>。

- ・シンガポール市民であること
- ・立候補の届出日に 21 歳以上であること
- ・立候補の届出日に選挙人名簿に選挙人として登録されていること
- ・立候補の届出日にシンガポールに居住していること
- ・立候補の届出日までに合計して 10 年以上シンガポールに居住している者
- ・失明又はその他の身体的理由がない限り、英語、マレー語、標準中国語（マンダリン）、タミル語のうち少なくとも 1 つを読み書きできる十分な能力を備えており、議会の議事に積極的に参加し、話すことができること
- ・シンガポール共和国憲法第 45 条に規定されている失格の対象<sup>40</sup>でないこと

##### イ 立候補までの流れ

総選挙は、首相の助言により大統領が国会を解散<sup>41</sup>した場合に、解散から 3 か月以内に実施される<sup>42</sup>。なお、大統領選挙と同様に、議員選挙についても立候補届出日（ノミネーション・デー）は、首相が任命する選挙管理官から発表され、立候補届出日は 1 日のみの設定の上、受付時間は午前 11 時から正午までの 1 時間である。

#### (5) 選挙運動

選挙運動の期間やクーリングオフ・デーは大統領選挙と同様である。選挙運動の内容は、集会、個別訪問、テレビ放送、SNS 等であり、集会を開催するためには、立候補者は警察の許可を得る必要がある。

選挙運動の費用の上限は、2015 年、2020 年の総選挙では、小選挙区は各選挙区の投票権者一人当たり S\$ 4、集団選挙区は各選挙区の投票権者 1 人当たり S\$ 4 をその選挙区で選出される議員の定数で割った額であった<sup>43</sup>。

なお、各候補者の選挙資金は、企業又は個人からの献金、選挙後に所属政党から支払われる資金などで賄われている。

<sup>39</sup> シンガポール共和国憲法第 44 条, [<https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963#pr44>]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>40</sup> シンガポール共和国憲法第 45 条, [<https://sso.agc.gov.sg/Act/CONS1963#pr45>]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>41</sup> 選挙実施の命令書（The Writ of Election）を發布する

<sup>42</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/elections\\_parliamentary.html](https://www.eld.gov.sg/elections_parliamentary.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>43</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [[https://www.eld.gov.sg/candidate\\_parliamentary\\_campaign.html](https://www.eld.gov.sg/candidate_parliamentary_campaign.html)]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

## (6) 近年の総選挙の動向

### ア 2011 年総選挙

2011 年総選挙では、与党である人民行動党の得票率は 60.14%と史上最低を記録した。一方、野党である労働者党は改選前の 2 議席から、6 議席に躍進したが<sup>44</sup>、これは建国以来最多の議席数であり、1 つの集団選挙区では野党が勝利し、元外相等の人民行動党擁立候補者が落選した。

野党が躍進した背景には、外国人の急増とそれに伴う雇用機会及び住居確保のための競争激化、拡大する所得格差などに対する国民の不満があるといった分析もある<sup>45</sup>。事実上の一党支配に対する批判及び変化を求める声が高まっていることが窺える。その後 2 回の補欠選挙に野党が連勝したことによって、野党が 7 議席を占め<sup>46</sup>、1965 年の独立以来、野党勢力が過去最多を更新した。

### イ 2015 年総選挙

2015 年総選挙は、リー・クアンユー初代首相の死去（2015 年 3 月）やシンガポール建国 50 周年イベントなどにより愛国心が高まる中、国会任期満了前の日程（9 月 11 日（金））で実施された。

結果としては、人民行動党は 69.86%の得票率を獲得し、29 選挙区中、27 選挙区で勝利した<sup>47</sup>。2011 年総選挙の厳しい結果を踏まえ、人民行動党は雇用、住宅、交通、教育など広く政策を見直し、新政策を相次いで発表した。それにより国民の雇用・所得の向上、社会保障の拡充、物価の抑制等の改善が見られた。これら人民行動党の取組に対する国民の支持が得票率に反映したと考えられる。

### ウ 2020 年総選挙

2020 年総選挙は、新型コロナウイルス流行下での実施となったため、投票所で感染防止対策が実施されたほか、選挙運動はオンラインでのキャンペーンやテレビでの政見放送が中心となった。全 93 の議席を与野党 192 人の候補者が争う形になり、与党・人民行動党は 83 議席を獲得し、今回も憲法改正などに必要な 3 分の 2 以上の圧倒的多数で勝利を収めた。

しかし、人民行動党の得票率は 61.24%と、前回の 2015 年の総選挙時の 69.86%を大きく下回り、選挙区でみると 31 選挙区中 28 選挙区での勝利に留まった<sup>48</sup>。一方、野党・労働者党は 2015 年総選挙でも勝利したアルジュニード集団選挙区（5 名）、ハウガン小選挙区（1 名）に加え、新設されたセンカン集団選挙区（4 名）においても勝利し、6 議席から 10 議席へと議席を伸ばした。このほか、野党は敗北したものの、惜敗の地区が複数あった。

<sup>44</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [https://www.eld.gov.sg/elections\_past\_parliamentary2011.html]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>45</sup> Reuters, Factbox - Main issues in Singapore's 2011 general election, [https://www.reuters.com/article/uk-singapore-election-factbox-idUKTRE74513L20110506]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

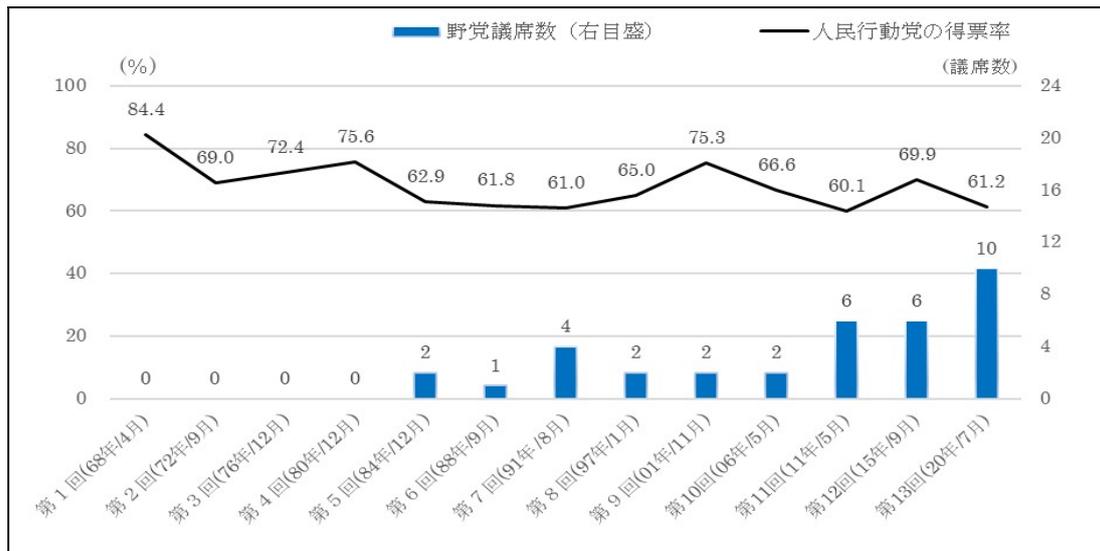
<sup>46</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [https://www.eld.gov.sg/elections\_past\_by.html]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>47</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [https://www.eld.gov.sg/elections\_past\_parliamentary2015.html]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>48</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [https://www.eld.gov.sg/finalresults2020.html]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

また、元人民行動党の有力議員タン・チェンボク氏が結成した野党の前進黨は、リー・シェンロン首相の弟であるリー・シェンヤン氏が入党し話題となった。同氏は今回の選挙では立候補しなかったが、前進黨は結果として人民行動党に敗れはしたものの、ウエストコースト集団選挙区にて善戦するなどし、2名が非選挙区選出議員として選出された。

2020年総選挙では、特に若い層が人民行動党の強引で強権的手法に批判的となり、「国会にチェック機能を持たせるためには野党が必要」という訴えに耳を傾けた人が多く野党票が増えたのではないかとの分析もある<sup>49</sup>。



(図1—2—3) 与党(人民行動党)得票率の推移<sup>50</sup>

#### 4 近年の選挙関連の動向

##### (1) 海外投票制

国際化の進展を背景に、多くの国民が海外で居住していることを考慮し、2001年に総選挙で海外投票が行えるよう国会議員選挙法が改正された。しかし、米国の同時多発テロ事件以降の安全確保を理由として、2001年の総選挙では見送られ、2006年の総選挙で初めて海外8ヶ所(キャンベラ、東京、北京、上海、香港、ロンドン、ワシントンDC、サンフランシスコ)の在外公館で海外投票が実施されることとなった<sup>51</sup>。

2008年にはさらに国会議員選挙法を改正し、ニューヨークに投票所を設置した<sup>52</sup>。加えて、これまで有権者登録の資格を得るためには、選挙人名簿登録の締め切り日の前5年間に合計2年間シンガポールに居住している必要があったが、この期間を緩和し、3年の間に30日間居住してい

<sup>49</sup> 田村慶子『新型コロナウイルス下での総選挙、選挙結果の背景、新政権の今後』(2020年)

<sup>50</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [https://www.eld.gov.sg/elections\_past\_parliamentary.html] より著者作成。

<sup>51</sup> National Library Board Website, [https://eresources.nlb.gov.sg/newspapers/digitised/article/today20060323-2.2.12.2] (最終検索日: 2025年3月20日)

<sup>52</sup> Ministry of Foreign Affairs Website, [https://www.mfa.gov.sg/Overseas-Mission/Wellington/Mission-Updates/2008/03/press\_200803\_2] (最終検索日: 2025年3月20日)

れば資格を得ることができるようにした。このほかにも有権者登録が可能な期間の延長や登録手順の簡略化などの措置で、より多くの在外シンガポール人が投票できる仕組みを整えた。

2015年には新たにドバイを投票所に加え、現在は東京を含む海外10か所の在外公館で投票が可能となっている<sup>53</sup>。

2024年からは在外シンガポール人における郵便投票が可能になり、前述の在外公館へ行くことができない場合でも、投票できることとなった<sup>54</sup>。

## (2) 選挙運動でデジタルメディア利用の規制緩和

これまでシンガポールでは、インターネット上の選挙運動・政党の宣伝を厳重に管理しており、政党、候補者及び党員がウェブサイトを運営する場合や、無所属の国民が政治的な議論を行うためのウェブサイトを運営する場合、シンガポール放送局（Singapore Broadcasting Authority）から承認を得る必要があった<sup>55</sup>。

しかし、2011年からは、SNSの普及により、一般の国民にとって政治的な議論参加の敷居が低くなってきていることを認めた上で、デジタルメディア利用の規制を緩和した。これにより、選挙キャンペーンのビデオ記録及び音声ファイルのアップロード、個人ブログでの宣伝及び議論等が事前審査を受けずに行えるようになり、2011年の総選挙で初めてブログ、Facebook、Twitterなどを利用したインターネット上の政治的な議論が認められるようになった<sup>56</sup>。

2020年の総選挙では、選挙活動で電子広告を使用する例が増えていることに対応し、有料ネット広告を使った選挙広告に対して、各種条件を厳格化した。具体的には、従来から有料、無料にかかわらず全てのネット広告について、掲載されるプラットフォームを選挙管理官に報告することが義務付けていたところ、今後は掲載期間、広告料金を支払った相手方などについても報告が求められる。

## (3) 老人ホームにおける投票

2023年に改正され、2024年6月14日に施行された国会議員選挙法<sup>57</sup>により、老人ホームに特別投票所を設置することができることとなった。特別投票所の設置にあたっては、老人ホームの有権者数や立地など、様々な要因を考慮して選挙管理官が決定する。

加えて、老人ホーム居住者がベッドで投票できるよう、移動投票チームを配備することも規定されている<sup>58</sup>。

---

<sup>53</sup> The Straits Times, [https://www.straitstimes.com/politics/ge2015-singaporeans-overseas-to-vote-at-10-polling-stations-dubai-the-latest-addition]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>54</sup> ELECTIONS DEPARTMENT SINGAPORE Website, [https://www.eld.gov.sg/voters\_overseaspost.html]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>55</sup> National Library Board Website, [https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuiid=a71ff9e6-a01b-486e-aa94-eb62359832d3]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>56</sup> シンガポール共和国国会議員選挙（選挙広告）規則 2011年改訂版、インターネット選挙広告規則（規則第III部）、[https://sso.agc.gov.sg/SL-Rev/PEA1954-RG3/Published/20011017?DocDate=20011017&ProvIds=P1III-#P1III-]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>57</sup> UPDATING ELECTION PROCESSES TO ENSURE FREE AND FAIR PARLIAMENTARY ELECTIONS IN SINGAPORE, [https://www.eld.gov.sg/press/2024/PR%20on%20Updating%20Election%20Processes%20to%20Ensure%20Free%20and%20Fair%20]（最終検索日：2025年3月20日）

#### (4) 外国法人の選挙活動への参加禁止の明示

国会議員選挙法では外国人の選挙活動への参加を禁止しているが、外国法人（例えば、シンガポールに所在する外国企業や外国組織などの外国団体）については言及していなかった。

2023年に改正され、2024年6月14日に施行された国会議員選挙法において、外国法人も選挙活動に参加することが禁止されていることが明確になった。

---

Parliamentary%20Elections%20in%20Singapore.pdf] (最終検索日：2025年3月20日)

<sup>58</sup> シンガポール共和国大統領選挙法, [https://sso.agc.gov.sg/SL/PrEA1991-S469-2023?DocDate=20230630] (最終検索日：2025年3月20日)

### 第3節 行政制度（概略）

#### 1 内閣

シンガポールの内閣制度は議院内閣制である。大統領が、国会で過半数の信任を得ると判断される国会議員を首相に任命し、首相の助言に基づき、国会議員の中からそのほかの大臣を任命する。内閣は国会に対して連帯して責任を負う。4代目のローレンス・ウォン首相は、初代首相リー・クアンユー氏と3代目首相のリー・シェンロン氏を輩出したリー家以外から選出された首相であり、2024年5月15日に就任した。

2024年5月15日に内閣改造が行われ、現在では首相を含め20名の大臣により構成されている。

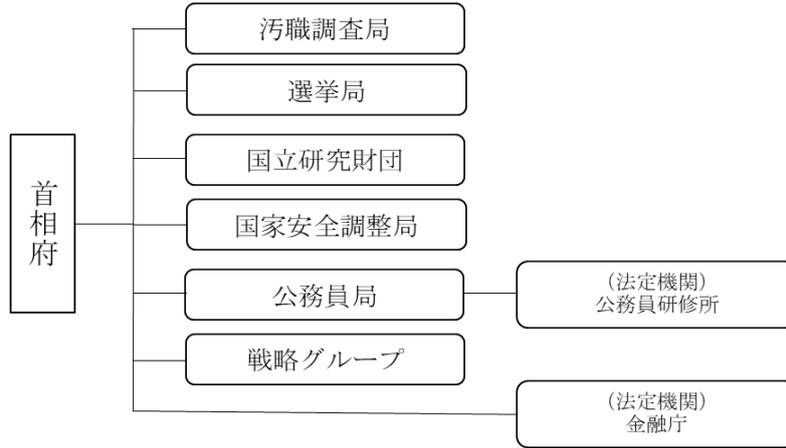
（表1-3-1）内閣閣僚<sup>59</sup>

	役職	氏名
1	首相兼財務相	ローレンス・ウォン
2	上級相	リー・シェンロン
3	副首相兼貿易産業相	ガン・キムヨン
4	副首相	ヘン・スイキヤット
5	上級相兼国家安全保障調整相	テオ・チーヒエン
6	国防相	ン・エンヘン
7	外相	ビビアン・バラクリシュナン
8	内相兼法相	K・シャンムガム
9	持続可能性・環境相兼貿易産業省貿易担当相 (Minister-in-charge of Trade Relations)	グレース・フー
10	教育相	チェン・チュンシン
11	社会・家庭開発相兼第2保健相	マサゴス・ズルキフリ
12	保健相	オン・イーカン
13	国家開発相	デスモンド・リー
14	デジタル開発・情報相兼第2内相	ジョセフィン・テオ
15	首相府相兼第2財務相兼第2国家開発相	インドラニー・ラジャ
16	首相府相兼第2教育相兼第2外相	マリキ・オスマン
17	文化・コミュニティ・青年相兼第2法相	エドウィン・トン
18	人材相兼第2貿易産業相	タン・シーレン
19	運輸相兼第2財務相	チー・ホンタット

#### 2 行政組織

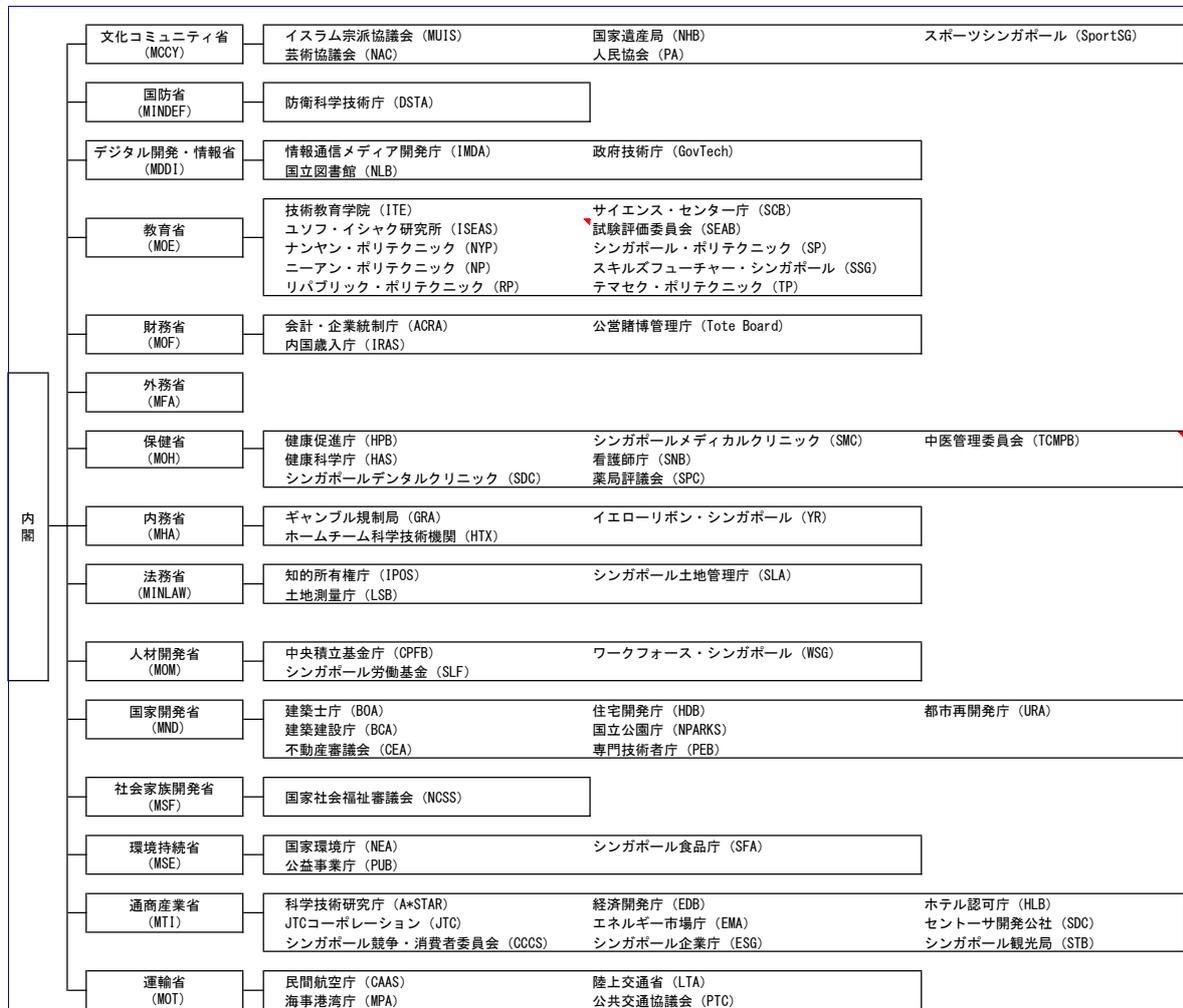
シンガポール政府は1府15省で構成され、このほか、法定機関（Statutory Board）と呼ばれる組織が多数（50以上）存在している。法定機関はそれぞれ個別法によって設立された政府関係機関で、省の内部局よりも高い自立性を与えられている。一般に、省が全般的な政策方針を決定し、その管轄下の法定機関が具体的な施策を策定・実施する。法定機関の職員は、公務員（civil servant）とは呼ばれていないが、公共部門職員（public servant）とされ、公務員と同様に汚職防止や守秘義務などの規定が適用される。

<sup>59</sup> Prime Minister's Office Singapore（2024年5月27日最終更新） <https://www.pmo.gov.sg/the-cabinet>



(図 1 - 3 - 1) 首相府組織図<sup>61</sup>

<省 (Ministries)> <法定機関 (Statutory Boards)>



(図 1 - 3 - 2) 行政機構<sup>62</sup>

<sup>60</sup> 日本貿易振興機構ウェブサイト (2024年7月8日最終更新) [https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/basic_01.html)

<sup>61</sup> Prime Minister's Office Singapore (2024年8月7日最終更新) <https://www.pmo.gov.sg/About-Us>

<sup>62</sup> Singapore Government Directory (2024年7月8日最終更新) <https://www.sgd.gov.sg/ministries>

## 第4節 司法制度

### 1 概要

シンガポールの司法制度は、世界で最も優れたものの1つとして国際的に認められている。「Singapore Courts Annual Report 2023」によると、国際機関等が国の業績を測定するために実施したいくつかの調査研究で、シンガポールは司法に関連する分野のほとんどの指標で上位10位以内又はそれに近い順位にランクインし、高得点を挙げている<sup>63</sup>。2023年に国経営開発研究所（International Institute for Management Development : IMD）が発表した世界の司法行政ランキングにおいて、シンガポールは17位と後退したものの、シンガポール政府は2024年には再び上位10位以内に戻るだろうと予測している<sup>64</sup>。

また、シンガポールの司法制度は特にその訴訟処理の迅速さから、訴訟関係者にとって最も利用しやすい司法制度の1つとなっており、日本を含む海外からの視察が行われるなど、世界的にも注目を集めている。シンガポールの司法制度が高い評価を受けているのは、司法当局が国民のニーズや利便性等を常に考慮し、システムの改善に全力をあげて取り組んでいる結果である。

司法当局は、裁判のIT化にも取り組んでおり、2000年にはインターネット調停システム（e-Alternative Dispute Resolution : e@dr）を開始、2002年には世界で初めてインターネットを利用したオンライン裁判所（Justice Online）を試験的に開設し、一定の訴訟に関する調停をオンラインで処理するサービスを開始した<sup>65</sup>。

アジアにおける情報最先進国としてのシンガポールが、21世紀の主要産業とされているIT（情報技術）を政府機関等にも積極的に導入しているのは、国民の利便性や効率性重視という理由のみならず、何よりも政府自身が時代にあったシステムづくりを実践していこうとする姿勢の表れでもある。

また、2016年に世界銀行が発表した「ビジネス環境の現状 2016（Doing Business2016）」によると、ビジネスがしやすい国としてシンガポールが世界一に選ばれた。その後、2017年から2020年版までのDoing Businessでは2位となっているものの、依然として高い評価を得ている。その評価基準の1つが「契約執行の容易さ」で、これは手順のスピード、コスト、効率性などを考慮した民事裁判手続に対する評価であり、その点においてもシンガポールは評価されている。

以下、訴訟処理の現状について記すとともに、司法体制の概要や組織、訴訟処理に対する取組状況や将来に向けた展望、課題等について分析する。

### 2 現状

司法当局は、訴訟当事者の利便性等を重視し、訴訟処理をサービスの1つと捉え、その処理基準を明確に公表している。特に訴訟の各過程での諸手続について、目安となる標準的な所要期間を設定していることは、利用する国民のみならず、法律事務所や司法担当者、その他利害関係者

<sup>63</sup> SG Courts Annual Report 2023, [https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/publication-docs/sg\_courts\_annual\_report\_2023.pdf?sfvrsn=91df338\_1]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>64</sup> SG Courts Annual Report 2023 P35, [https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/publication-docs/sg\_courts\_annual\_report\_2023.pdf?sfvrsn=91df338\_1]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>65</sup> National Library Board, [https://eresources.nlb.gov.sg/webarchives/details/app.subcourts.gov.sg.family.index.aspx.html]（最終検索日：2025年3月20日）

にとっても便利なものであり、訴訟処理の迅速化をさらに進める大きな要因となっている。

1991年当時、特に下級裁判所（現 国家裁判所）において相当数の未処理案件があり、中には、結審までに数年以上を要すると思われるものもあることが大きな問題となっていた<sup>66</sup>。これに対し、当局は、裁判所の増設ではなく、業務の効率化とスピード化を何よりも重視し、訴訟処理期間の延長を禁止するなど、訴訟処理のスピードアップのための技術向上を徹底して行った。その結果、1993年までには事実上の未処理案件はほぼ解消され、以後、民事・刑事ともに、訴訟提起から審理開始までの期間が大幅に短縮されることとなった<sup>67</sup>。

なお、司法当局が処理している訴訟件数の実績は表1-4-1及び表1-4-2のとおりであり、また、当局が公表している各手続に関する標準的な所要期間（着手までの待ち時間）の主なものは表1-4-3のとおりである。

（表1-4-1）最高裁判所及び国家裁判所における訴訟件数（2023年実績）<sup>68</sup>

区 分	最高裁判所 (Supreme Court)	国家裁判所 (State Courts)
民事訴訟	受理：11,936 件 処理：11,878 件	受理：20,358 件 処理：21,816 件
刑事訴訟	受理：427 件 処理：388 件	受理：144,147 件 処理：138,253 件
その他コミュニティ紛争等	—	受理：13,575 件 処理：13,385 件
計	受理：12,363 件 処理：12,266 件 ※処理率 99.2%	受理：178,080 件 処理：173,454 件 ※処理率 97.4%

※処理は必ずしもその年に受理したものではないことから、処理率は100%を超えることがある

<sup>66</sup> Speech-1992, [<https://www.agc.gov.sg/docs/default-source/speeches/2010--1992/speech-1992.pdf>]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>67</sup> press release, [<https://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/sj19931009s.pdf>]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>68</sup> SG Courts Annual Report 2023, [[https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/publication-docs/sg\\_courts\\_annual\\_report\\_2023.pdf?sfvrsn=91df338\\_1](https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/publication-docs/sg_courts_annual_report_2023.pdf?sfvrsn=91df338_1)] より著者作成

(表 1-4-2) 家庭裁判所における訴訟件数 (2023 年実績) <sup>69</sup>

区 分	最高裁判所 (Supreme Court)
DV 事件、家事事件	受理 : 5,315 件 処理 : 5,229 件
離婚事件、召喚状、遺言検認事件と召喚状	受理 : 22,071 件 処理 : 21,572 件
少年事件	受理 : 817 件 処理 : 784 件
計	受理 : 28,203 件 処理 : 27,585 件 処理率 97.8%

(表 1-4-3) 標準的な所要期間<sup>70</sup>

【最高裁判所 (上訴法廷) の例】
民事事件の審理 : 書類を受理してから 3~8 週間 刑事事件の審理 : 書類を受理してから 6 週間
【国家裁判所の例】
民事訴訟の審理 : 申し立ての日から起算して 2~4 週間 刑事訴訟の審理 : 罪状認否があった日から起算して 4~6 週間 少額事件の審理 : 申し立ての日から起算して、10 日間~4 週間

※表に掲げる期間は原則として定められた期間であり、事例ごとにさらに詳細な規定がある

### 3 組織

#### (1) 組織の概要

司法は、最高裁判所 (Supreme Court)、国家裁判所 (State Courts) 及び家庭裁判所 (Family Justice Courts) の 3 つにより構成されている。

最高裁判所は、刑事及び民事の両方の案件を審理しており、高額事件と重要犯罪の第一審及び国家裁判所の決定に対する控訴審を行う高等法廷 (High Court) と最終審である上訴法廷 (Court of Appeal) から成り立っている。

国家裁判所は、刑事及び民事の両方の案件を審理しており、毎年シンガポール全体の訴訟件数の 80% 以上、及び刑事訴訟件数の 90% 以上を処理している。地区法廷 (District Courts)、治安裁判官法廷 (Magistrate's Courts)、検死官法廷 (Coroner's Courts)、少額事件法廷 (The

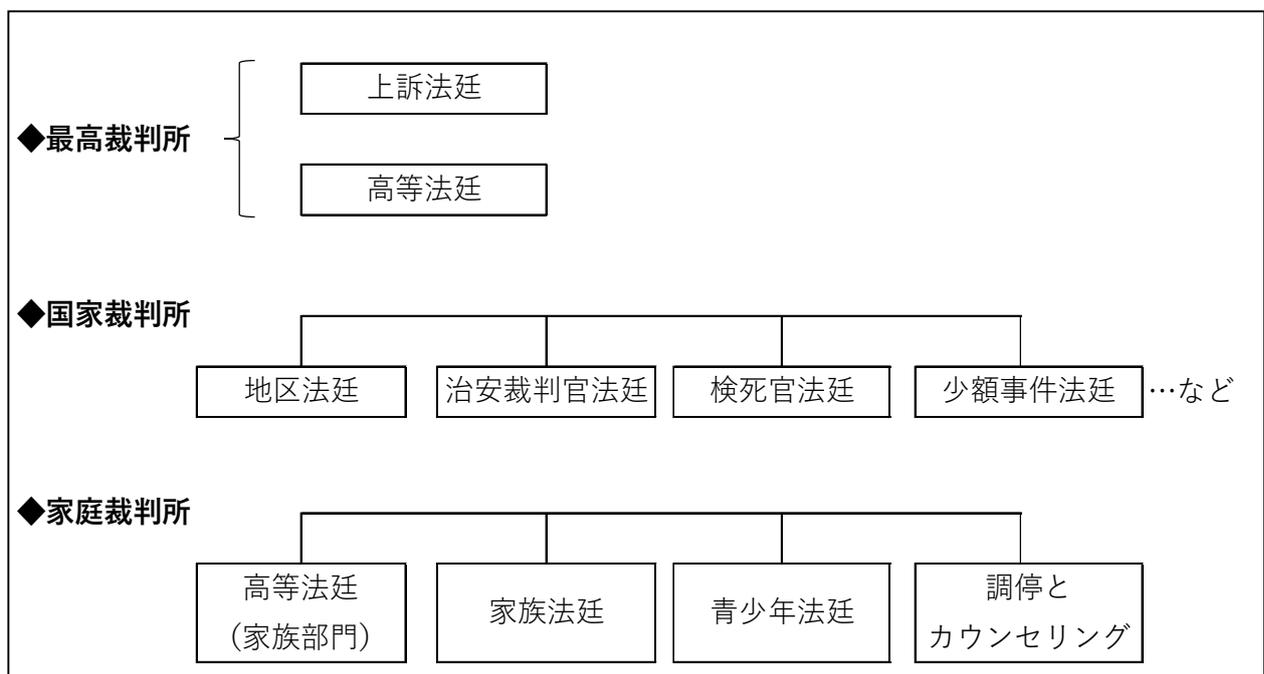
<sup>69</sup> SG Courts Annual Report 2023, [https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/publication-docs/sg\_courts\_annual\_report\_2023.pdf?sfvrsn=91df338\_1] より著者作成

<sup>70</sup> SG Courts Annual Report 2023, [https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/publication-docs/sg\_courts\_annual\_report\_2023.pdf?sfvrsn=91df338\_1] 及び Court Charter [https://www.judiciary.gov.sg/docs/default-source/who-we-are-docs/court\_charter\_state\_courts.pdf] より著者作成

Small Claims Tribunals)、コミュニティ紛争法廷 (Community Disputes Resolution Tribunals) 及び雇用法廷 (Employment Claims Tribunals) などから成り立っている。なお、国家裁判所は 2014 年 2 月までは下級裁判所 (Subordinate Court) と呼ばれていたが、同年 3 月に改名し国家裁判所となった<sup>71</sup>。

家庭裁判所は、離婚、遺言検認、扶養、家庭内暴力など、家庭内の法律問題に関する案件を審理するとともに、未成年者の保護や処遇についても取り扱っている。2014 年 8 月 4 日に議会で可決された決議書 (The Family Justice Act) に従って設立され、高等法廷 (家庭部門) (High Court (Family Division))、家族法廷 (Family Courts)、青少年法廷 (Youth Courts) 及び調停とカウンセリング (Mediation & Counselling) から成り立っている。

これらの司法組織は、憲法の規定により行政府及び立法府からの独立が保証されている。



(図 1-4-1) シンガポールの司法組織図<sup>72</sup>

## (2) 最高裁判所 (Supreme Court)

最高裁判所は、上訴法廷 (Court of Appeal) と高等法廷 (High Court) から構成され、民事、刑事両方の訴訟を扱う。

上訴法廷は、シンガポールにおける最終的な上訴の法廷であり、高等法廷の一般部門により行われた第一審のうち刑事事件の控訴を審理するほか、法律により定められた種類の民事控訴や、上訴法廷に提出されるべき控訴を審理する。さらに、高等法廷が決定を留保し、移送してきた特殊事案について、法律上の重要な問題について決定することもある。このほかに、国家裁判所から高等法廷に上訴された事案を高等法廷が決定を留保して上訴法廷に移送し、上訴法廷において、社会の利益保護に重要な意義を有する法律の解釈について決定することもある。また、上訴法廷

<sup>71</sup> Singapore Courts, [https://www.judiciary.gov.sg/who-we-are/history-courts] (最終検索日: 2025 年 3 月 20 日)

<sup>72</sup> Singapore Courts, [https://www.judiciary.gov.sg/] より著者作成

は、通常3名の裁判官が合議体を構成するが、2名の裁判官で合議体を構成することや、5名以上の奇数名の裁判官により合議体が構成されることもある。

高等法廷は、一定の重大犯罪に対する第一審裁判所であるとともに、地区法廷と治安裁判官法廷に対する第二審裁判所でもある。高等法廷は、一般部門（General Division）と控訴部門（Appellate Division）に分かれている。一般部門では、民事及び刑事事件における第一審及び控訴審を行っているが、実際に高等法廷が第一審として受理するものは、訴訟総額がS\$25万以上の民事裁判や死刑又は10年を超える禁固刑が定められた刑事裁判である。控訴部門では、最高裁判所法に基づいて控訴裁判所に割り当てられていない全ての民事控訴を審理するほか、控訴部門で審理されることが定められている民事控訴やその他の手続を行っている。

なお、高等法廷における手続は、特別の定めがない限り、単独の裁判官が審理する。加えて、高等法廷ではシンガポールで発生した全ての犯罪のほか、国外での犯罪についても一定の状況で発生したものにつき、管轄権がある。

最高裁判所の首席裁判官及び裁判官は、首相の助言により大統領が任命する。2024年10月現在、最高裁判所には最高裁判所長官でもある首席裁判官1名、最高裁判所裁判官3名、上訴法廷裁判官4名、高等法廷裁判官17名、上級裁判官5名、国際裁判官24名及び司法委員4名の合わせて58名が在籍している<sup>73</sup>。

### （3）国家裁判所（State Courts）

国家裁判所には地区法廷（District Courts）、治安裁判官法廷（Magistrates' Courts）、検死官法廷（Coroners' Courts）、地域紛争解決法廷、少額事件法廷（Small Claims Tribunals）、雇用請求法廷（Employment Claims Tribunals）など5つの法廷が設置されており、地区法廷と治安裁判官法廷の一部は、専門裁判所としても指定されている。これには、刑事言及法廷（Criminal Mentions Court）、地域刑事法廷（Community Criminal Court）、交通法廷（Traffic Court）、夜間法廷（Night Courts）、ハラスメント防止法廷（Protection from Harassment Court）が含まれている。

例えば地区法廷が審理することができるのは、原則として、法定刑が10年以下の禁固刑又は罰金刑のみが定められている罪である。しかし、これ以上の法定刑が定められている罪であっても、一定の場合には、地区法廷において審理することが可能である。

治安裁判官法廷が審理することができるのは、原則として、法定刑が5年以下の禁固刑又は罰金刑のみが定められている罪である。そのほか、捜査差押令状の発布、証人の召喚等の令状発布も行う。

また、ハラスメント防止法廷（The Protection from Harassment Court : PHC）は、2021年6月に新設された、オンライン及びオフラインのハラスメント問題を専門に扱う裁判所である。同時に2014年に施行されたハラスメント防止法（Protection from Harassment Act）も改正され、ハラスメント被害者に対する保護の強化、救済手続が簡素化された。

<sup>73</sup> Singapore Courts, [https://www.judiciary.gov.sg/who-we-are/role-structure-supreme-court/structure]（最終検索日：2025年3月20日）

#### (4) 家庭裁判所 (Family Justice Courts)

家庭裁判所の使命は、困窮している家族や若者に司法へのアクセスと支援を提供することである。

家庭裁判所には、高等法廷（家族部門）、家族法廷、青少年法廷及び調停とカウンセリングが設置されている。例えば、高等法廷（家族部門）は、家族法廷及び青少年法廷が下した判断に対する上訴審であると同時に S\$500 万以上の資産を含む家族訴訟を担当している<sup>74</sup>。また、家庭裁判所は、紛争の友好的な解決に到達するよう調停とカウンセリングを受けるように指示することができる。



最高裁判所(Supreme Court)  
MRT シティホール駅から徒歩 10 分



国家裁判所(State Courts)  
MRT チャイナタウン駅から徒歩 10 分  
※2019 年 12 月に移転



家庭裁判所(Family Justice Courts)  
MRT チャイナタウン駅から徒歩 10 分

(図 1 - 4 - 2) 各裁判所の写真

<sup>74</sup> Singapore Courts, [<https://www.judiciary.gov.sg/who-we-are/role-structure-family-justice-courts>] (最終検索日：2025 年 3 月 20 日)

## 4 主な施策

### (1) ハイレベルな訴訟処理

シンガポールの訴訟手続及び処理における代表的な施策は、情報化時代の到来をいち早く察知し、21世紀の高度情報化社会に対応した取組を進めてきたことである。これらは先に述べた訴訟手続の利便性や処理の迅速化だけでなく、司法当局が負担する経費の削減にも大いに役立つものとなっている。すなわち現在、裁判所には情報化を進めるためのコンピューターや各種情報機器、通信設備等が数多く導入されている<sup>75</sup>。

#### (ア) オンライン調停サービス (e-Alternative Dispute Resolution : e@dr)

例えば、国家裁判所では、2000年9月にオンライン調停サービス (e-Alternative Dispute Resolution : e@dr) を開設した。これは商業、インターネット関連の問題をオンラインで調停するもので、同サービスは、訴訟処理のスピード化、秘密の保守、利用料金がケースにより無料又は低廉であることを特徴としている。このオンライン調停は、電子商取引を通じた商品やサービスの販売に関する紛争とともに、新たに発生している知的財産権に関する問題などに適用されており、商取引に対する迅速な審理、訴訟費用削減につながることから、当時、同サービスの導入は電子商取引の画期的なインフラとして注目を集めた。

#### (イ) 裁判関係書類を電磁的方法により裁判所に提出するシステム (Electronic Filing System)

2000年には、裁判関係書類を電磁的方法により裁判所に提出するシステム (Electronic Filing System) が導入され IT 化がさらに進んだ。これは、民事訴訟における訴訟関係者のニーズに迅速に対応するために導入したシステムである。2013年には、裁判関係書類の提出だけでなく、裁判手続における全てのコミュニケーション (例えば裁判関係書類の提出、送達、事件情報管理、通知、期日調整、費用管理等) をウェブ上のプラットフォームで行うことができるシステム (E-Litigation) が導入され、訴訟関係者には同システムの利用が義務付けられた。さらに、法定審理の IT 化 (バーチャルコート : Virtual Court) も進んでおり、裁判所の法廷には、専用のパソコン及びモニター等が設置され、テレビ会議システムを利用した証人尋問等が行われ、その際の自動録音は裁判記録として利用される。

さらに、E-Litigation においては、2022年に民事訴訟における裁判所文書を代替送達するための追加の電子手段として、Singpass アプリを使用したプラットフォームが導入された。訟当事者は裁判所の許可が得られれば、E-Litigation のプラットフォームから代替送達の方法を選択することができる。文書の受取人は、Singpass アプリ上で文書を受け取ることができる<sup>76</sup>。受取人 (例えば、訴訟又は申請の被告又は被申立人) は、裁判所文書の送達について、目立たず直接的な方法で受け取ることができる。また、送達に関するコスト削減、他の方法 (例えば、

<sup>75</sup> Singapore Courts, [https://www.judiciary.gov.sg/news-and-resources/news/news-details/justice-aedit-abdullah-speech-delivered-at-conversations-with-the-community-on-30-may-2024] (最終検索日 : 2025年3月20日)

<sup>76</sup> Singapore Courts, [https://www.judiciary.gov.sg/news-and-resources/news/news-details/media-release-new-electronic-option-to-effect-substituted-service-of-court-documents-for-civil-proceedings] (最終検索日 : 2025年3月20日)

受取人の敷地の玄関や門への裁判所文書の掲示、受取人の住所への受領通知付き書留郵便）と比較して代替送達を迅速に行うことができるほか、受取人の住所が不明又は変更されている場合でも送達を行うことができる。この機能強化は、今日のデジタル社会における利用者のニーズにより良く応えるための法的改革とイノベーションを推進する取組の一環である。

2017年には、少額訴訟等簡易な請求に関する全ての書類をオンラインで提出できるシステム「Community Justice and Tribunals System (CJTS)」が導入された。このシステムにより、少額請求の提出を希望する当事者は、自宅にいながら24時間いつでも書類の提出ができるようになった。CJTSはその後2022年にプラットフォームが強化され、これまで紙の書類でしか入手できなかった裁判所書式がオンライン化され、ダウンロード、編集できるようになった。

#### (ウ) オンライン会議システムを使用した裁判

2020年5月には、新型コロナウイルス感染防止のため外出制限が続くなか、薬物取引事件の被告が、オンライン会議システム「ZOOM」を通じて死刑を宣告された。最高裁判所によると、リモート（遠隔）裁判で被告に死刑が宣告されるのはこれが初めてだという。最高裁判所の担当者は「新型コロナの感染拡大を防ぐ政策に歩調を合わせ、刑事裁判も含めリモートでの裁判を進めている。今回の裁判も、関係者全員の安全のため、ビデオ会議システムを使って実施した」と説明している<sup>77</sup>。

#### (2) 最高裁判所及び国家裁判所におけるサービス拠点の開設

国家裁判所は2018年に、最高裁判所は2022年にサービス拠点が開設された。当該拠点はワンストップサービス窓口として、窓口での問い合わせ、申請書の提出、その他の裁判所関連手続を1か所で完結できる窓口となっている。

同じ建物内の複数の場所を行き来する必要がなくなり、問い合わせや裁判手続に関する情報の入手、取引を1か所で行うことができ、裁判の審理に必要な書類もまとめて1か所に提出することができるため、特に本人訴訟代理人（SRP）や法律事務所の事務員の利便性の向上に寄与している。加えて、サービス拠点の設備については、裁判所利用者のフィードバックに基づいて継続的に強化されている。

#### (3) 治療専門家会の試験運用の開始

2022年シンガポール家庭裁判所は、法的手続を受けている個人や家族に対して適切な治療的介入を奨励するため、治療専門家会（Panel of Therapeutic Specialists : POTS）の試験運用を開始した。開始後に対象となった事例の多くは育児の葛藤を抱える当事者であり、共同養育を支援するための治療的介入が有益と思われるものであったため、上級精神保健専門家のチームがその家庭に適した専門家を特定し、マッチングを行った。シンガポール家庭裁判所が民間の精神保健専門家と協力するのはこれが初めてで、さらに専門的な介入の範囲を広げることを目的としている。

また、調停中や法的手続中にメンタルヘルス関連のサポートや専門的な評価・介入を必要とす

<sup>77</sup> 朝日新聞デジタル（2020年5月20日） <https://www.asahi.com/articles/ASN5N6FDMN5NUHBI01W.html>

る家族の多様なニーズにも対応している。

これらのサービスは、裁判官の指示又は当事者から申請を通して実施される。

#### (4) 予算

(表 1-4-4) 裁判所関連予算<sup>78</sup>

・ 2024 年度予算額	計 S\$ 426,443,000
・ 2023 年度決算額	計 S\$ 423,909,900
(主要な項目)	・ 人件費 (法廷任命職員、常勤職員、その他のスタッフ)
	・ その他の費用 (人材育成、広報、国際関係、資産取得など)

#### 5 おわりに

以上、シンガポールの司法制度における訴訟処理の実態について述べてきた。多民族国家として存立するシンガポールにおいては、例えば訴訟を進める際の使用言語（4つの公用語の通訳）や、生活文化の違い等に対する配慮も必要となるなどの制約もある中、先進的な情報技術をいち早く取り入れ、組織の運営管理とともに訴訟処理の効率化、新しいサービスの提供を開始するなどの取組を進めており、特に電子訴訟や 1992 年 4 月に設置された夜間法廷は特徴的である。法の整備はもとより、前述した訴訟処理の標準期間や訴訟制度そのものの透明性の高さなどは、シンガポールの社会的な安定と高い経済成長にも少なからず貢献していると考えられる。

また、近年も、COVID-19 の影響により従来の方で事件を審理することができなくなった際に裁判所サービスの遠隔提供に着手するほか、既存の IT システムの改善、物理的な拠点の開設、そして裁判の当事者の治療介入など新たな取組を進めており、今後も、状況に応じて変化があるものと思われる。

<sup>78</sup> Ministry of Finance, Revenue Expenditure Estimates,  
[<https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2024/download/pdf/15-judicature-2024.pdf>] より著者作成

## 第5節 主要政策

### 1 シンガポールの基本的政策

シンガポールの経済的繁栄は、1965年のマレーシアからの分離独立以降、わずか数十年の間に築かれたものである。天然資源をほとんど持たず、国内だけで自立できるのに十分な市場もなく、さらには食糧や水すらも外国に頼らざるを得なかったこの国が、先進国の仲間入りを果たすことができた理由は何か。それは、外資導入を国策の根幹に据えた政府による強力な国家づくりであった。

シンガポールはこれまで、空港、港湾、電力、工業用地や通信網といった産業インフラを整備するとともに、緑あふれる都市環境を実現し、「クリーン&グリーン」をスローガンとする清潔で安全な街づくりに努めてきた。また、多様な民族で構成される国民の民族融和策の一環として学校教育を通じた母語と英語の二言語主義政策を実施し、世界の標準的言語である英語を国民に習得させることで、外国企業が抵抗なく投資できる言語環境を整え、国際ビジネスセンターとして発展していくための土壌を作り上げた。

主要な政策を実施する際には、長期計画を策定して目指すべき方向性を明確に打ち出し、広く周知を図るとともに、5年、10年といった長い期間でその具体化を図る手法を取っている。長期安定政権が続いていることで実現が可能となっている側面もあるが、長期的視点に立って理想とする国づくりを進める手法は特筆すべき点である。

今やこれらの手法による諸政策が実り、緑豊かな近代都市で多民族が共存して繁栄を謳歌できるまでになった。詳細は本書の各政策の章に記述しているが、これまでの主要な政策の変遷と現在の主要政策を以下のとおり紹介する。

### 2 主要政策の変遷

#### (1) リー・クアンユー首相時代（1959年<sup>79</sup>～1990年）からの主な政策

##### ア 国家独立当初からの経済対策

1959年、シンガポール自治州となって以来、資源も資本蓄積も無い国がなすべき課題は山積していた。1965年の独立直後には、イギリスが駐留軍の引き上げを発表したが、これは基地関連産業や基地関係者の雇用を通じてGNPの20%を占めていた駐留軍の関連所得の縮小を意味するものでもあった<sup>80</sup>。こうした状況の中で、自立した経済体制の創出が最大の課題となったが、自国企業の成長のみによる自立は、望めるものではなかった。そこで、シンガポールは、海外から投資を呼び込み、経済活性化を図る政策を推進することにした<sup>81</sup>。海外からの企業誘致や投資を促進するためには、シンガポールが海外投資家にとって魅力的な投資対象地域であることを明確に打ち出す必要があった。そのため、進出企業に対しては、租税の優遇、工業用地の提供を行う一方、労働争議の減少を図るための労使関係の規制など様々な政策を実施してきた。

また、工業化計画実施のために1961年に設立された「経済開発庁（EDB：Economic

<sup>79</sup> 1959年、英国より自治権を獲得、シンガポール自治州となる。1963年マレーシア連邦成立に伴い、その一州として参加。1965年マレーシアより分離、シンガポール共和国として独立。1959年より1990年までリー・クアンユー氏が継続して首相として在任。

<sup>80</sup> National Library Board, Last British naval units in Singapore withdraw, <https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuid=ec2f2a5c-2b94-4c8f-96e0-0ce9213edbff> (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>81</sup> SG101, 1965-1970: Singapore's Development Plan, [<https://www.sg101.gov.sg/economy/surviving-our-independence/1965-1970/>] (最

Development Board) 」は海外からの直接投資の受け入れ促進に重点を置くようになった。同庁は、海外企業進出の際に必要な各種申請が一つの窓口で可能となる「ワンストップサービス」の提供を行うなど、海外からの投資窓口として機能し、現在に至るまでシンガポールの経済発展の中心的役割を果たしてきている。

#### イ 英語・実学教育の推進

シンガポールの成功を支える要素の1つとして、教育システムをあげることができる。多民族国家であるシンガポールは、公用語を4つ定める<sup>82</sup>と同時に英語を行政・ビジネス用語とし、英語による教育を原則<sup>83</sup>とした。このため、多くの国民が国際ビジネス標準となっている英語を使用することができ、小さな自国経済だけではなく、世界を相手にビジネスをすることが可能になった<sup>84</sup>。また、教育過程全体を通じて実学（語学・数学・自然科学）が重視され、社会に出た後の実践・応用を前提としたものになっている。これは、企業にとっては即戦力となる人材の確保を容易にするものである。

#### ウ 団地国家としての住宅対策

国民の8割が、住宅開発庁（HDB：Housing Development Board）の建設した公共住宅に住んでおり、一戸建て住宅、コンドミニアム等に居住する国民を含め、9割の国民が住宅を所有している<sup>85</sup>。これは、リー首相が「全ての家族が持ち家に住めれば国がより安定するだろうとの確信を持っていた」<sup>86</sup>と述べているとおり、国民が自らの家を持つことにより、それを守るために国を守り発展させていく意識を高めるための政策であった。1963年9月、住宅開発庁は『持ち家計画』を発表し、新規住宅の整備を強力に推し進めた<sup>87</sup>。近年は新規住宅の建設に加え、旧住宅の建替えも進めている。より高層化した住宅の建設を行うことで収容率を上げるとともに、一戸あたりの面積を広げ、より快適な公共住宅環境の整備を行っている。

#### エ 「ガーデン・シティ」の創出

シンガポールを訪れる多くの人々が、清潔で緑の多い国であると感じるが、この環境づくりも建国当初から進められた政策の一つである。これは、当時、経済的には後進国でありながら、緑化及び環境水準に関しては世界一流となることを目指し、海外からの訪問者に安全で清潔な「ガーデン・シティ」として認知させ、海外からの投資や観光客を呼び込むことを目的としたものであった。具体的には、「クリーン&グリーン」運動として政策が推進されたが、この運動では、緑を植えゴミを拾うといった物質的な側面での改善だけでなく国民の意識の改善に多

---

最終検索日：2025年1月27日

<sup>82</sup> 公用語はマレー語、英語、標準中国語（マンダリン）、タミル語の4つである。

<sup>83</sup> 授業は原則として英語で行なわれると同時に各民族の母語での教育も小学校1年生から実施されている。

<sup>84</sup> National Library Board, Bilingual policy, [https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuiid=82fbca5-e8e2-40cc-b944-fbb2bd2367fe]（最終検索日：2025年1月27日）

<sup>85</sup> Housing Development Board, Public Housing – A Singapore Icon, [https://www.hdb.gov.sg/about-us/our-role/public-housing-a-singapore-icon]（最終検索日：2025年1月27日）

<sup>86</sup> リー・クアンユー著『リー・クアンユー回顧録〔下〕』（日本経済新聞社、2000年）90頁

<sup>87</sup> National Library Board, Home Ownership for the People Scheme, [https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuiid=76513de1-564d-4369-9b38-52114d20908f]（最終検索日：2025年1月27日）

くの時間と労力が費やされた。70年代には街全体が緑で覆われるようになり、現在も着実に緑化が進められている<sup>88</sup>。

## (2) ゴー・チョクトン首相時代（1990年～2004年）の主な政策

### ア 新たな国家像の模索

建国以来30余年の長きにわたり首相を務めたリー氏の後継者はゴー・チョクトン首相であった。リー元首相の手腕により発展を遂げてきた国を維持し、さらに発展させ続けることが、ゴー首相に課された大きな課題であった。また、経済的發展を遂げたことにより、海外へ留学する若者達の増加や、海外経験を持つ優秀な若者の国外流出、経済優先の姿勢による社会的規範の欠如など、先進国病とも言える状況にも直面しなければならなかった。

そのため、ゴー首相は、就任にあたり今後のシンガポールのあるべき姿を示すため「ネクスト・ラップー2000年のシンガポール」を発表した<sup>89</sup>。これには、質の高い住環境の整備や、余暇活動の充実といった生活水準向上の観点からの政策や、次世代への投資を含めた「シンガポールをASEAN地域の主要なビジネスセンター」として維持していくための指針、さらには、産業用地の確保、交通・通信基盤の整備、発電所や下水処理場等の確保等の計画が盛り込まれており、20年から30年間にわたるシンガポール発展のためのガイドラインが示された。

### イ 人材確保政策

シンガポールは、1997年8月に人材受入拡大策（Draw Foreign Talent）を発表した<sup>90</sup>。これには、自国の少ない人口による人材不足を補うために、世界中からあらゆる分野において優れた人材を集め、国家発展に寄与する優秀な頭脳の育成・集積を図り、シンガポールの一層のコスモポリタン化を進めていくことが示された。このような政策が生まれてくる背景には、この国が移民社会に端を発しており、現在も様々な人や文化が行き来する国際都市国家であるという現実がある。具体策として、入国管理の規制緩和、外国人向け情報センター（コンタクト・シンガポール）の設立、就業許可証の発行簡素化や、外国人専門職の就労分野の拡大、留学生枠の一層の拡大といった措置を実施している。但し、これらの恩恵は、あくまでも能力主義のシンガポールらしく、シンガポールの発展に貢献できる有能な人物のみを対象にしている。

### ウ 『シンガポール21』政策<sup>91</sup>の推進

ゴー首相も、時代に適応した長期にわたる政策を次々に提唱して政府の目指す方向を明確にすることにより国づくりをリードしたのはリー元首相と同様であるが、その手法においては、よりオープンに、より衆知を集めるという手法を採用した。

<sup>88</sup> National Library Board, Garden city vision is introduced, [https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuiid=a7fac49f9c96-4030-8709-ce160c58d15c] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>89</sup> National Library Board, The Next Lap, [https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuiid=8853bb9c-a3f4-419a-9c28-63fd236626cc] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>90</sup> National Archives of Singapore, National Day Rally Speech, 1997, [https://www.nas.gov.sg/archivesonline/data/pdfdoc/199708240e.htm] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>91</sup> National Library Board, “Singapore 21: Together, We Make the Difference” is launched, [https://www.nlb.gov.sg/main/article-

### (3) リー・シェンロン首相時代 (2004 年～2024 年)

#### ア 都市開発政策

2013 年に、将来の人口増加予測を踏まえた長期的で持続可能な国土の利用計画である「土地利用計画 (Land Use Plan to Support Singapore's Future Population)」が従来のコンセプトプランに代わるものとして発表された<sup>92</sup>。さらにこれに基づく中期計画として発表された 2014 年、2019 年のマスタープランに沿って、より良い生活環境の整備や活気に満ちた経済を維持し続けるための土地の確保、開発が進められている。2022 年には、策定時点では予期できないニーズへの対応を視野に入れ、柔軟性を重視した計画である新しい長期計画が策定された<sup>93</sup>。

#### イ 経済政策

シンガポールは安定的に経済成長していくかと思われたが、2008 年～2009 年にはリーマンショックに端を発する世界金融危機の影響を受け、独立以来最大の経済危機に陥り、経済モデルの再度の見直しを迫られた。そのため、2009 年に設立された経済戦略委員会 (Economic Strategies Committee: ESC) は、2010 年 2 月にはシンガポール経済に関する報告書を発表し、7つの戦略を提言した。同戦略では、多国籍企業や地場中小企業の連携を促すことや、アジア市場を開拓するための実用的研究開発を強化することなどで、経済の高付加価値化を図ろうとした<sup>94</sup>。

また、2016 年には未来経済委員会 (Committee on the Future Economy: CFE) が設立され、2017 年には経済委員会の提言を受けて未来経済協議会 (Future Economy Council : FEC) が発足した。同協議会が中心となって産業変革マップ (Industry Transformation Maps : ITM) を発表され、この中では、業界ごとに特化した労働生産性向上に取り組み、国を挙げてイノベーションを促進することとされた<sup>95</sup>。

#### ウ 環境政策

前述のとおり 1967 年に「ガーデン・シティ」というビジョンを提唱し緑化政策を進めてきたが、1998 年には「City in a Garden」(緑に囲まれた都市)という新しいビジョンを打ち立て緑化政策をさらに強化するとともに多様な環境政策に取り組んでいる。シンガポールの環境に関連した各種政策は、主に持続可能性・環境省と国家開発省の 2 省が担っている。持続可能性・環境省は「持続可能な環境」を形成することが、持続可能な発展を続けるための重要な要素であると位置づけ、大気汚染、気候変動とエネルギー効率化、水質汚染、廃棄物処理などといった環境対策に焦点をあてている。また、持続可能性・環境省の傘下にある公益事業庁はシ

---

detail?cmsuuid=66f2445b-43c1-407a-a3e8-a89083d6f868] (最終検索日: 2025 年 1 月 27 日)

<sup>92</sup> Ministry of National Development, "Land Use Plan to Support Singapore's Future Population (January 2013)", [https://www.mnd.gov.sg/docs/default-source/mnd-documents/publications-documents/land-use-plan.pdf] (最終検索日: 2025 年 1 月 27 日)

<sup>93</sup> Urban Redevelopment Authority, "Long-Term Plan Review 2021 (2022)", [https://www.ura.gov.sg/-/media/Corporate/Planning/LTPR21/LTPR\_publication.pdf] (最終検索日: 2025 年 1 月 27 日)

<sup>94</sup> Economic Strategy Committee, "Report of the Economic Strategies Committee (February 2010)", [https://www.mti.gov.sg/-/media/MTI/Resources/Publications/Report-of-the-Economic-Strategies-Committee/Full-ESC-Report--Ministry-of-Finance.pdf] p.i. (最終検索日: 2025 年 1 月 27 日)

<sup>95</sup> Ministry of Trade and Industry Singapore, "Future Economy – Overview", [https://www.mti.gov.sg/FutureEconomy/Overview] (最終検索日: 2025 年 1 月 27 日)

ンガポールの水資源を総合的に管理している。2019年4月には、気候変動が引き起こす食品生産及び供給に関する問題に取り組むため、持続可能性・環境省の管下にシンガポール食品庁が新設された<sup>96</sup>。国家開発省については、同省管下の国立公園庁が緑化・環境美化政策に取り組んでいる。

## エ 情報化政策

2015年に情報化基本計画「Infocomm Media 2025」を発表し<sup>97</sup>、2018年には3つの計画（行政の情報化計画「Digital Government Blueprint」<sup>98</sup>、デジタル経済促進に向けた計画「Digital Economy Framework for Action」<sup>99</sup>、デジタル社会構築に向けた計画「Digital Readiness Blueprint」<sup>100</sup>）を発表した。Infocomm Media 2025はICT活用の方向性を記載したものであり、シンガポールをSmart Nationとする構想を補強するものとなっている。

一方、その他の3計画は特定分野の情報化について記載しており、Digital Government Blueprintは行政、Digital Economy Framework for Actionは経済、Digital Readiness Blueprintは国民を対象としている。先進諸国等において情報化が加速する中、シンガポール政府は、更なる情報化推進の指針を次々と打ち出し、引き続き情報先進国としての地位を盤石なものとするため、これらの目標の実現に向けて着実に前進していく努力を日夜続けている。

## オ 新型コロナウイルス感染症対策

シンガポールでは2020年1月23日に最初の新型コロナウイルス感染症の患者が確認されて以降、2023年1月末までの3年間に約220万人の感染者と1,711人の死者が出た。政府は感染者がまだ国内で確認されていない2020年1月時点で省庁間タスクフォースを結成して対策に当たり、2月1日には当初の感染発生国である中国からの入国禁止、4月から6月にかけて違反者への罰金を伴う「サーキットブレーカー」と呼ばれるロックダウン措置、2020年末にはアジア初のmRNAワクチン接種の開始などさまざまな政策を実施した。外国人労働者の寮におけるクラスターの発生、マスク着用是非をめぐる混乱や2021年の変異株出現時の感染急増などはあったものの、政府は医療システムの維持、8割超の住民へのワクチン接種、ロックダウン中を含む期間の物流維持やオンライン教育の提供などに取り組み、2023年3月発行の「新型コロナウイルス感染症に対するシンガポールの対応に関する白書」では「他国と比較して生命と生活の両方を守ることに成功」したと自己評価している<sup>101</sup>。

<sup>96</sup> Singapore Food Agency, Who We Are, [https://www.sfa.gov.sg/about-us/who-we-are] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>97</sup> Infocomm Media Development Authority, “Infocomm Media 2025 (August 2015)”, [https://www.imda.gov.sg/-/media/imda/files/infocomm-media-2025-full-report.pdf] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>98</sup> Smart Nation Singapore, “Digital Government Blueprint (June 2018)”, [https://www.imda.gov.sg/-/media/imda/files/infocomm-media-2025-full-report.pdf] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>99</sup> Infocomm Media Development Authority, “Digital Economy Framework for Action (May 2018)”, [https://www.imda.gov.sg/-/media/imda/files/sg-digital/sgd-framework-for-action.pdf] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>100</sup> Ministry of Communications and Information, “Digital Readiness Blueprint (2018)”, [https://www.mddi.gov.sg/files/dr%20blueprint.pdf] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>101</sup> National Archives of Singapore, “White Paper on Singapore’s Response to COVID-19”, Prime Ministers Office Singapore, 8 March 2023, [https://www.nas.gov.sg/archivesonline/government\_records/docs/f3964eb4-c865-11ed-a758-0050569c7836/Command.22of2023.pdf? p.6. (最終検索日：2025年1月27日)]

#### (4) ローレンス・ウォン首相時代 (2024年5月～)

2024年5月15日、副首相兼財務大臣であったローレンス・ウォン氏が、独立以来4人目の首相に就任した。就任当時51歳であったウォン首相は、就任演説で自身を「シンガポール独立後に生まれた最初の首相」と紹介し、「リーダーシップはこれまでの世代と異なるものになる」と述べた<sup>102</sup>。ウォン首相の政策はリー・シェンロン前首相時代の政策と断絶したものではないが、2024年8月に行われた、就任後最初の施政方針演説においては政策の「大幅なリセット」が必要だとして以下のような新規性のある内容を打ち出している<sup>103</sup>。

##### ア 経済政策

失業者に対して、生涯学習の制度であるスキルズフューチャーの枠組みを利用した経済的支援を行う。この制度は職業訓練やキャリアコーチングとセットになっており、あくまで自助を促すものではあるが、失業保険に類した社会保障を国として初めて提供する。

##### イ 家族政策

2025年4月以降に出生する子どもの親を対象に育児休業制度をさらに充実させるとともに、育児や教育にかかる費用を支援する枠組みを拡充する。これは父親の育児参加をより広く進め、国として家族形成を支援するものといえる。

##### ウ 教育政策

二言語政策推進のために中国語やマレー語、タミル語が堪能な生徒を増やす取組や、技術教育、スポーツや芸術分野の教育の充実、イスラム研究大学の設置構想を通じ、多様な分野での学びを後押しする。これらは、知識偏重型教育を見直す従来の動きを承継するもので、全ての子どもが自分の可能性を最大限に発揮し、学ぶ喜びを享受できるようにするものである。

### 3 シンガポールの社会・政策の特徴

#### (1) 全方位外交

外交に関しては一方に肩入れせず中立的な姿勢を保つ。ASEAN に対しては経済的統合に向けていずれの国とも良好な外交関係を保っている。また、アジア地域における安全保障面について米国の関与を歓迎している。中国の成長は自国の経済発展につながるものとして歓迎しているが、南沙諸島等の政治的問題に関しては中立的な立場である。その一方、台湾とも伝統的に友好関係にある。日本に対しても、地域におけるプレゼンスをより高めることを期待している（積極的平和主義歓迎）。

また、シンガポールは外交的に中立であるという立場を活かして、2022年以降毎年、アジア安全保障会議（シャングリラ会合）をシンガポールで開催しているほか<sup>104</sup>、2018年、米朝首脳会談

<sup>102</sup> Prime Minister's Office Singapore, PM Lawrence Wong at the Swearing-In Ceremony (May 2024),

[<https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/PM-Lawrence-Wong-at-the-Swearing-In-Ceremony-May-2024>] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>103</sup> Prime Minister's Office Singapore, National Day Rally 2024, [<https://www.pmo.gov.sg/Newsroom/National-Day-Rally-2024>] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>104</sup> Ministry of Defence Singapore, News Release: Singapore To Host 21st Shangri-La Dialogue (30 May 2024),

をシンガポールで開催するなど<sup>105</sup>、多国間の外交会合や利害関係がある二国間の会談を開催して他国に「外交の場」を提供している。

## (2) オープン・グローバル型経済、ハブ志向

小さな島国であり、水資源すらも乏しいために極めて開放的な経済政策を打ち出している。持続可能な経済成長のためには、自国の人口だけでは足りないため、外国から企業や人材を積極的に受け入れている。また、貿易立国の推進を徹底し、2002年に日本にとって初のEPA（経済連携協定）締結相手国となるなど<sup>106</sup>、数多くの経済連携協定を締結しながら、様々な施策を実施することでシンガポールの経済を発展させてきた。台風や地震のリスクが低いことや、アジア地域の中間的な地勢にあることから、アジアのハブとして位置付けるため、インフラ整備や観光推進の取組を進めている。

## (3) 人材育成

シンガポールには天然資源のみならず、水や、食料も自給が困難であるため、自分たちの唯一の資源として、優秀な人材を育成していこうと決め、教育に非常に注力している。

## (4) 民生安定、多民族共生「シンガポール人」

シンガポールは多民族国家のため、国民の融和と団結を図ることが重要な政治課題としてとらえている。前述のリー・クアンユー時代の政策であるHDBの民族比率制限、二言語教育、徴兵制等も国民融和の手段の一つとなっている<sup>107</sup>。

## (5) 自助の原則

自助の原則を基本として、互助、間接的援助の3原則で、シンガポールの福祉政策は形成されている。自助、互助でも救済できない場合、政府が手を差し伸べるが、困窮者に対して、直接資金を援助するようなことは極力避け、ボランティア団体に対して財源的な援助を行っている。

---

[[https://www.mindef.gov.sg/news-and-events/latest-releases/30may24\\_nr2](https://www.mindef.gov.sg/news-and-events/latest-releases/30may24_nr2)] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>105</sup> National Library Board, 2018 Trump-Kim Summit, [<https://www.nlb.gov.sg/main/article-detail?cmsuuid=c255f9fb-7b8e-4e09-a011-f43f98958d90>] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>106</sup> Enterprise Singapore, Japan – Singapore Economic Partnership Agreement (JSEPA), [<https://www.enterprisesg.gov.sg/grow-your-business/go-global/international-agreements/free-trade-agreements/find-an-fta/jsepa>] (最終検索日：2025年1月27日)

<sup>107</sup> SG101, Building a Multicultural Singapore, [<https://www.sg101.gov.sg/social-national-identity/multicultural/>] (最終検索日：2025年1月27日)

## 第6節 日本との関係

### 1 外交政策の基本的視点

シンガポール政府の外交政策は、シンガポールが国家として独立するまでの歴史的経緯・背景及びシンガポールという国家の特徴（資源の無さ、狭い国土、多民族国家など）を踏まえたものとなっている。そして、常に国内の経済・国家開発政策と表裏一体のものとして形成されている。

具体的には、ASEAN の連帯を意識しつつ、同地域内の政治・経済的安定を図るために超大国間のパワー・バランスの維持を常に重視し、世界貿易機関（WTO）等の多国間による枠組み、また自由貿易協定による二国間、限定的な地域による枠組みの手法を駆使し、多角的自由貿易体制を強化していくことにより、世界経済との繋がりを意識したものとなっている。

また、政府高官は、海外留学経験などから幅広い人脈を持ち、広大な華人のネットワークとあわせて、外交上の強みとなっている。

### 2 日本との関係

#### (1) シンガポールと日本の歴史

シンガポールと日本の交流は、明治初期頃から始まり、商人の進出や貿易の拡大などの結果、日本人街を形成するまでになり、現在も日本との歴史的繋がりを示すように日本人墓地公園がある。第一次世界大戦中には、日本の対華 21 か条の要求などにより、シンガポールでも反日感情が強まった。第二次世界大戦時には、1942 年 2 月から日本軍の占領が始まり、シンガポールを「昭南島」と改称したが、日本の無条件降伏を経て、再びイギリスの統治下に置かれることとなった。その後 1965 年の独立を経て 1970 年代後半以降は、日本の成功に学ぼうとの意識が高まり、広範囲な分野で交流が行われてきた。

2000 年以降、日本とシンガポールの間では、要人往来も活発化しており、2002 年 1 月には日本として初めての包括的経済連携協定となる JSEPA（日本・シンガポール新時代経済連携協定）を両国間で締結し、2007 年 9 月には同協定の改正議定書が発効された。なお、JSEPA については、後段で詳述する。

#### (2) 貿易関係

日本はシンガポールの重要な貿易パートナーであり、2022 年シンガポールの対日本輸出入総額は対前年比 21.48%増の約 S\$655 億で、国別では中国、マレーシア、米国、インドネシア、韓国に次ぎ第 6 位である。シンガポールの日本からの同年の輸入は対前年比 25.8%増の約 S\$368 億、シンガポールの日本への輸出は対前年比 16.3%増の S\$286 億となっている<sup>108</sup>。（表 1-6-1 貿易額の推移参照）。なお、日本の輸出相手国をみると、中国、米国、韓国、台湾、香港、タイに続いて、シンガポールは第 7 位である<sup>109</sup>。

二国間貿易は、輸出入ともに電気機器や一般機械が主要品目で、日本の対シンガポール輸出は生産財や中間財が多く、貿易収支は恒常的に日本の輸出超過である。

<sup>108</sup> Japan External Trade Organization(JETRO), [https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/gtir.html]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

<sup>109</sup> 日本税関ウェブサイト 輸出相手国上位 10 か国の推移, [https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/data/y4.pdf]（最終検索日：2025 年 3 月 20 日）

### 主要対日貿易品目（2023年）

日本の主要輸出品目：電気機器、一般機械、貴石・貴金属類

日本の主要輸入品目：一般機械、電気機器、精密機器

（表1-6-1）日本との貿易の推移（通関ベース）<sup>110</sup>（S\$百万）

内容	2020年	2021年	2022年	2023年
日本の輸出(A)	24,987	29,271	36,831	28,464
日本の輸入(B)	24,605	24,639	28,664	25,982
日本から見た収支(A)-(B)	+387	+4,632	+8,167	+2,482

### （3）投資関係

シンガポール経済開発庁（EDB）が管轄する内資・外資による2022年の設備や機器などへの固定資産投資（FAI）はS\$224億9,000万と、前年のS\$117億9,600万と比べて約90.7%増加した。2022年はエレクトロニクス関連の大型投資により、FAIは過去最高額となった。

国・地域別にみると、2023年には米国が51.8%と最大の割合を占め、欧州の24.7%が続いた。日本の対シンガポールFAIは2020年にS\$10億を超えたものの、2022年はS\$5,800万（FAI総額の0.2%）と、2021年のS\$2億を大きく下回った。しかし、2023年にはS\$6億8,200万と、2020年の水準には及ばないものの回復した。

（表1-6-2）シンガポールの国・地域別対内固定資産投資<sup>111</sup>（S\$百万）

	2020年	2021年	2022年	2023年
国内資本	2,968	736	1,975	1,277
外国資本（小計）	14,203	11,060	20,515	11,383
米国	9,176	7,910	11,374	6,568
欧州	2,935	1,546	4,761	3,138
日本	1,087	200	58	682
その他	1,004	1,404	4,322	994
合計	17,171	11,796	22,490	12,660

### （4）シンガポール在留法人数

3万2,565名（2024年10月現在）となり、2020年同月の3万6,584名と比較し、4,019名の減となっている<sup>112</sup>。

### （5）在日シンガポール人数

3,663名となり、2020年6月の3,037名と比較し626名の増となっている<sup>113</sup>。

<sup>110</sup> Japan External Trade Organization(JETRO)「世界貿易投資動向シリーズ2021-2024」より著者作成（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>111</sup> Japan External Trade Organization(JETRO)「世界貿易投資動向シリーズ2021-2024」より著者作成（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>112</sup> 外務省「海外在留邦人数調査統計」，[<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100781392.pdf>]より著者作成（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>113</sup> e-Stat「在留外国人統計」，[<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20240&month=12040606&tclass=00>]

## (6) 日本との文化的交流

シンガポールの街では、回転寿司をはじめ多くの日本食店を見ることができ、日本食が広く親しまれている。また日本の歌謡曲を耳にする機会も多い。シンガポール国立大学には日本研究学科があり、そのウェブサイト<sup>114</sup>によると、1979年リー・クアンユー首相（当時）が提唱し、1981年に正式に同学科が設立されるに至っている。また、中学校では出身民族の固有言語、英語のほか、第三外国語を学習できるが、日本語を選択する学生も多い。

シンガポールは多民族国家のため、シンガポール固有の文化の育成にも力を入れており、人民協会は、チンゲイ・パレードと呼ばれるナショナルパレードを毎年主催している。これは1973年から始まったもので、当初中国系シンガポール人の旧正月を祝う催事であったが、近年はマレー系、インド系の民族舞踊をはじめ、外国から参加団体を招待するなど、年々海外からの参加団体が増え、規模も拡大してきている。

また、2007年7月、日本・シンガポール首脳会談において、日本の文化を中心とする情報を発信する拠点としてシンガポールに「ジャパン・クリエイティブ・センター（Japan Creative Centre）」を設置することが合意され、2009年11月に両国首脳出席の下、開所した。

## (7) シンガポールにおける地方公共団体事務所の設置状況及び活動状況

シンガポールにおける地方公共団体事務所は、産業振興を主な業務としている。各事務所とも地方公共団体における所管部局は、商工あるいは経済関係部局、又はその関連外郭団体となっており、各地方公共団体における産業振興施策のシンガポール及び東南アジア拠点として活動している。シンガポールの地方公共団体事務所一覧は下記の表1-6-3のとおり。

(表1-6-3) 在シンガポール地方公共団体事務所一覧

	事務所名	開設年月
1	静岡県東南アジア駐在員事務所	2013年6月
2	沖縄県シンガポール事務所	2015年7月
3	北海道ASEAN事務所	2016年1月
4	茨城県シンガポール駐在員（常陽銀行シンガポール事務所内）	-
5	愛媛県シンガポール駐在員（伊予銀行シンガポール事務所内）	-
6	神奈川県シンガポール駐在員（JETROシンガポール事務所内）	-
7	石川県シンガポール駐在員（JETROシンガポール事務所内）	-
8	高知県シンガポール駐在員（CLAIRシンガポール事務所内）	-
9	熊本県シンガポール駐在員（CLAIRシンガポール事務所内）	-
10	長野県シンガポール駐在員（CLAIRシンガポール事務所内）	-

0001060399&result\_back=1&tclass2val=0]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>114</sup> National University of Singapore, [https://fass.nus.edu.sg/jps/]（最終検索日：2025年3月20日）

※このほか、兵庫県神戸市が2025年度にシンガポールに直轄事務所を設置予定運営形態としては、次の5つに分けられる。

- ①地方公共団体が設置し、かつ運営をしているもの
- ②地方公共団体が設置し、他の団体に運営を委託しているもの
- ③地方公共団体と経済界が共同で設置しているもの
- ④シンガポールに居住する日本人に事務所業務を委託するもの
- ⑤日本貿易振興機構（JETRO）内に事務所を設置しているもの

各事務所が共通して行っている業務は、

- ①地元企業の海外進出、事業活動への支援
- ②地元の観光PR及び観光客の誘致活動
- ③物産販売の促進
- ④対地元投資の促進
- ⑤文化交流の促進活動
- ⑥各種ミッションの事前調整・アテンド 等である。

シンガポールは都市国家であるため、日本の地方公共団体とは直接姉妹都市関係を結んではいないが、兵庫県立フラワーセンターはシンガポール植物園と姉妹提携を結ぶなど各施設各分野で友好提携を結んでいる。

#### (8) JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）

日本の地方公共団体が総務省、文部科学省、外務省と当協会との協力のもとに実施しているJET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）については、シンガポールからの参加は1999年度から始まっており、日本の多くの地方自治体で活躍している。2024年7月現在、JET プログラム参加者は59名である<sup>115</sup>。

○国際交流員 CIR（2024年度8名）

○外国語指導助手 ALT（2024年度51名）

#### (9) 21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム（JSPP21）

両国が対等な立場で発展途上国に対して技術協力を行うプログラムであり、1997年に締結された。援助対象となる地域はASEAN、大洋州諸国だけでなく、アフリカ諸国、中央アジア諸国と広範囲になっている。2003年度にはSARSに関する特別セミナーをシンガポールで開催したほか、ラオス向けに「市場経済移行」、ミャンマー向けに「中小企業育成」「ICT分野」のセミナーを開催、また、援助対象国で各種の研修事業を行っている。毎年8～10程度の研修コースを実施しており、2025年2月までの参加者は約7,600名にのぼる<sup>116</sup>。

<sup>115</sup> 一般財団法人自治体国際化協会「JET プログラム参加者数」, [https://jetprogramme.org/ja/countries/]（最終検索日：2025年3月20日）

<sup>116</sup> 外務省「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム2025年度年次実施計画に係る計画委員会の開催」, [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressit\_000001\_01773.html]（最終検索日：2025年3月20日）

日本政府も JSPP21 を重視しており、2023 年 12 月 16 日に日本で行われた日本・シンガポール外相会談において、上川陽子外相は「JSPP21 等を通し、引き続き ASEAN 諸国の人材育成に貢献していきたい」と述べている。こうした観点から日本は、全てのコースに日本人講師を派遣しており、日本の経験や知見の共有を通じて途上国の多様なニーズに応える研修の実施を支えている。

### 3 在シンガポール関係機関・諸団体について

#### (1) 日本大使館 (Embassy of Japan)

- ①住所：16 Nassim Road, Singapore 258390
- ②TEL：(65) 6235-8855 (代表)
- ③FAX：(65) 6733-5612
- ④Website：<http://www.sg.emb-japan.go.jp/index-j.html>
- ⑤概要

シンガポールには英国植民地時代の 1879 年に初代の名誉領事が任命され、その後の交流活発化に伴い、領事館は 1919 年に総領事館に、そしてシンガポールの独立に伴い 1966 年に大使館が開設されている。

シンガポールと日本の関係は政治・経済・文化等の幅広い分野に及んでいる。

#### (2) ジャパン・クリエイティブ・センター (Japan Creative Centre : JCC)

- ①住所：4 Nassim Road, Singapore 258372
- ②TEL：(65) 6737-0434 (代表)
- ③FAX：(65) 6735-3062
- ④Website：<https://www.sg.emb-japan.go.jp/JCC/>
- ⑤概要

2007 年 7 月、日本・シンガポール首脳会談において、日本の文化を中心とする情報を発信する拠点としてシンガポールに「ジャパン・クリエイティブ・センター (Japan Creative Centre)」を設置することが合意され、2009 年 11 月に開所した。このセンターは、日本の「今」を紹介する新しいタイプの文化・情報センターである。日本の魅力を体験できる空間をつくりながら、ポップカルチャーや伝統芸能などを紹介しており、シンガポール人だけでなく、東南アジア諸国の人々も楽しめる施設である。

#### (3) 日本貿易振興機構 (JETRO : Japan External Trade Organization)

- ①住所：16 Raffles Quay, #38-04/05, Hong Leong Bldg, Singapore 048581
- ②TEL：(65) 6221-8174
- ③FAX：(65) 6224-1169
- ④Website：<http://www.jetro.go.jp/singapore/>
- ⑤概要

現在日本貿易振興機構 (ジェトロ) は、海外に 70 か所以上の事務所があるが、ジェトロ・シン

ガポールは最も古い海外事務所のひとつで、1962年からシンガポールと日本の関係をより緊密なものにするために活動を行っている。日本企業の現地での活動への支援をはじめ、シンガポール企業の製品の品質向上と日本への輸出促進のためにシンガポール企業への支援も行っている。

ジェトロは、日本企業のアジアへの投資、現地企業との合弁・技術提携、貿易等を支援するため「海外投資アドバイザー」を配置している。海外投資アドバイザーは、アジア企業とのビジネス経験が豊富な対アジア投資・貿易のエキスパートで、投資・貿易に関わる現地制度や産業情報の収集・提供、諸手続などを中心にアドバイスし、アジア企業との取引や現地進出を円滑に進めたいと考えている企業をサポートしている。

また、シンガポール政府経済開発庁（EDB）や企業庁（ESG）等現地エコシステムとの協力の下、スタートアップを含む技術力に優れた日本企業の現地展開、現地有力スタートアップの日本進出支援等を行うワンストップ・デスクを、2018年8月にジェトロ・シンガポール事務所内に開設した。

2022年5月26日には、ジェトロと企業庁（ESG）は、日・シンガポール両国の優れたデジタル技術やサービスを有する企業との協業を推進するため、主に以下の内容にて協力覚書を締結した<sup>117</sup>。協力覚書については、岸田首相及びリー・シェンロン首相の立ち合いの下、日本の首相官邸において交換式が行なわれました。

- ・スタートアップ、関係者等への情報提供を目的とした事業の実施
- ・DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）関連事業への協力
- ・日本・シンガポール企業が連携して研究開発・イノベーション関連プロジェクトを実施する際、双方の関係支援機関に橋渡しを行う

#### （4）日本人会（Japanese Association, Singapore）

- ①住所：120 Adam Road, Singapore 289899
- ②TEL：（65）6591-8136
- ③FAX：（65）6469-6958
- ④Website：http://www.jas.org.sg/JAS/index.aspx
- ⑤概要

シンガポール日本人会は、会員相互の友情と協力を推進し、日本とシンガポール相互の理解と利益に貢献することを目的とし、1957年（昭和32年）に発足。シンガポール日本人学校を設立し、日本人会診療所及び日本人墓地公園を運営・管理している。月刊紙「南十字星」を1965年（昭和40年）より発行している。2000年には会館を現在の場所に移転した。会館内には医療機関、会議場、図書館をはじめとして文化施設が整備されており、日本人会として講演会、スポーツ行事・各種同好会・講義等、各種パーティーの主催・共催、会場提供等を行うなど、現地の日本人社会で重要な役割を担っている。2025年3月現在約4,397名の正会員（日本国籍保持者）と505

---

<sup>117</sup> Japan External Trade Organization (JETRO), 「シンガポール企業庁（EnterpriseSG）との協力覚書を締結 ―デジタル分野等における日本・シンガポールのスタートアップの連携支援を確認―」 [https://www.jetro.go.jp/news/releases/2022/84d30e0af01c3b95.html]（最終検索日：2025年3月20日）

名の会友（日本人以外の会員）が登録され、法人会員は 669 社にのぼる<sup>118</sup>。

\*日本人学校について（Website : <http://www.sjs.edu.sg/>）

小、中とも私立学校で、日本国文部科学省の定める学習指導要領に基づいた教育が行われている。また、現地の学校やインターナショナルスクールに通う日本国籍を持つ子どもたちの国語力ため、シンガポール日本語補習授業校がある。

<小学部>

シンガポール日本人学校小学部クレメンティ校

The Japanese School (The Primary School & General Office)

95 Clementi Road, Singapore 129782

TEL : (65) 6775-3366

シンガポール日本人学校小学部チャンギ校

The Japanese School (The Primary School)

11 Upper Changi Road North, Singapore 507657

TEL : (65) 6542-9600

<中学部>

シンガポール日本人学校中学部

The Japanese School (Secondary School)

201 West Coast Road, Singapore 127383

TEL : (65) 6779-7355

<補習校>

シンガポール日本語補習授業校

The Japanese Supplementary School Singapore

95 Clementi Road, Singapore 12978 (シンガポール日本人学校小学部クレメンティ校の一部を借用)

TEL : (65) 6777-5560

---

<sup>118</sup> シンガポール日本人会「日本人会について」, [<https://www.jas.org.sg/pages/aboutus>] (最終検索日: 2025年3月20日)

(5) 日本商工会議所 (Japanese Chamber of Commerce & Industry, Singapore : JCCI)

①住所 : 10 Shenton Way #12-04/05/06 MAS Building, Singapore 079117

②TEL : (65) 6221-0541

③FAX : (65) 6225-6197

④Website : <http://www.jcci.org.sg/>

⑤概要

シンガポール日本商工会議所は、1969年の設立以来、地元社会との融和を図るため、シンガポール政府機関への代表派遣、地元経済団体との交流、シンガポール日本商工会議所基金 (JCCI SINGAPORE FOUNDATION) による日本への留学生派遣のほか多様な事業を展開している。また、会員企業相互の情報交換・親睦を促進し、賃金・ボーナス調査や情報提供、シンガポール法令日本語訳を刊行する他、社会情勢、各種経営手法等に関するセミナーを定期的開催している。

現在、業種別8部会 (第1-3工業部会、貿易・運輸部会、金融・保険部会、建設・不動産部会、法人サービス・IT部会、生活産業部会) に分かれており、活動を行っている。2023年12月現在の会員数は、法人会員720社、個人65名の785社・個人である。

(6) 星日文化協会 (The Japanese Cultural Society, Singapore)

①住所 : Midland House, 112 Middle Road #05-00, Singapore 188970

②TEL : (65) 6338-3428

③FAX : (65) 6339-0328

④Website : <https://www.jcss.org.sg/>

⑤概要

1964年、シンガポール社団登録局の承認を得て、社団法人シンガポール日本文化協会として発足する。会則には、①シンガポールと日本の両国間の相互理解及び文化交流を促進し、両国民の親善協力を促進する、②日本の言語、文学、歴史、芸術、科学技術等諸分野における研究と、日本の過去及び現在の社会の動向と経済分野の研究を発展させる、③日本語の講座を開設し、並びにこれに関する日本語研究を主宰する、④書籍や地図などの資料を収集し、日本文化研究のための図書室を設立するとあり、広い分野で日本との交流を行っている。

日本語教育の分野では、1966年に日本語コースを開設、82年にはシンガポール教育省から公式に私立学校として認可された。

日本文化紹介の分野においては、在シンガポール日本大使館及びシンガポール日本人会の共催で71年から、コロナ禍を除き毎年日本文化祭を行っており、日本の伝統及び現代文化の紹介に努めている。青年及び文化交流の面においても3年毎に日本親善訪問団を組織し、日本各地を訪問している。また日本からも地方公共団体、民間団体等多くの人々が同協会を訪問している。

(7) JUGAS (The Japanese University Graduates Association of Singapore)

①住所：18 Kaki Bukit Rd, #03-01, Entrepreneur Business Centre, Singapore 415978

②TEL：(65) 6837-2819

③FAX：(65) 6837-2816

④Website：http://www.jugas.org.sg/

⑤概要

1970年に設立。日本の大学を卒業したシンガポール人の同窓会的な組織で、日本シンガポール間の良好な関係を促進するとともに、会員間の親睦事業の実施、帰国留学生のアフターケア、会員名簿の発行なども行っている。また日本からの留学生に関する調査団などが訪問する際にも意見交換などを行っている。

2005年9月、JUGASは、日本留学を支援し、帰国した卒業生のネットワークを築き、日本とシンガポールの相互理解を深めた功績により、日本の外務大臣表彰（日本国外務大臣表賞）を受賞した。

#### 4 経済連携協定について

##### (1) 日本・シンガポール新時代経済連携協定（通称：JSEPA）

2002年11月に正式発効した「日本・シンガポール新時代経済連携協定」は、日本にとって初めての自由貿易協定となり、5年後の2007年3月19日には改正議定書が発効した<sup>119</sup>。

協定の目的は、両国間の国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報のより自由な移動を促進し、経済活動の連携を強化する＝「経済の国境」を引き下げることである。それは貿易・投資のみならず、金融、情報通信技術、人材養成といった分野を含む包括的な二国間の経済連携を目指している。

効果は、①両国の経済市場の緊密化が図られ、一層魅力的な市場が創出されること、②両国の経済が一層活性化され、双方の経済改革に刺激を与えること、③多角的貿易体制を補完・補強すること、④両国の政治外交関係を緊密化し、両国民の相互理解を一層促進することである。

関税については、日本からシンガポールへの輸出にかかる関税は全て撤廃し、シンガポールから日本への輸入も約94%は関税率ゼロとなるなど、両国間の貿易量の98%以上に相当する品目の関税を撤廃（2000年、金額ベース）している。

##### (2) 東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）

2020年11月15日、第4回東アジア地域包括的経済連携（RCEP）首脳会合がオンライン形式で開催され、交渉国のうちインドを除く15か国（ASEAN10か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド）がRCEP協定に署名した。同協定は2011年8月に物品、サービス、投資分野の作業部会の設立について、日本と中国が共同でASEAN側に提案したことで検討が開始され、2012年11月に交渉の立ち上げを正式に宣言した。交渉開始から8年で妥結に至った。

RCEP協定は、ASEAN10か国の過半数（6か国以上）と、ASEAN構成国でない国の過半数

<sup>119</sup> 外務省「日・シンガポール経済連携協定改正議定書の概要」、  
[[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/singapore/pdfs/gaiyo.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/pdfs/gaiyo.pdf)]（最終検索日：2025年3月20日）

(3か国以上)の国内批准手続が完了した段階で発効するところ、2021年11月2日にオーストラリア及びニュージーランドが批准したことで、2022年1月1日に日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドの10か国でRCEP協定が発効することとなった。その後、2022年2月1日に韓国、同年3月18日にマレーシア、2023年1月2日にインドネシア、同年6月2日にフィリピンとそれぞれ発効している。

また、RCEP協定はFTAの主要構成要素である物品・サービス貿易、投資分野に加え、税関手続や知的財産、電子商取引、競争など、ビジネスの透明性を高めるルール分野を規定していることが特徴で、日本にとっては中国、韓国と初めての経済連携協定(EPA)となる。在ASEAN日系企業にとっては、これまでASEANが中国、韓国、日本、オーストラリア・ニュージーランドと個別に結んでいたFTAと異なり、RCEPはそれらの地域を「面」でつなぐため、例えば日本から素材をASEAN諸国に供給し、ASEAN諸国で部品に加工、さらに中国に輸出するような場合でも、特惠関税の適用が受けやすくなるなどのメリットがある。

同日発表された共同宣言文では、RCEPの交渉妥結は、新型コロナウイルスがもたらした困難に対し、経済復興や包摂的な開発、雇用創出を支え、地域のサプライチェーンを強化するという強いコミットメントと、開かれた包摂的な、ルールに基づく貿易投資措置への支持を示すものとしている。

### (3) 環太平洋パートナーシップ協定(TPP)

環太平洋パートナーシップ協定とは、環太平洋地域の国々による経済の自由化を目的とした多角的な経済連携協定である。オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムの合計12か国で高い水準の包括的なバランスの取れた協定を目指し交渉が進められてきた経済連携協定で、2015年10月のアトランタ閣僚会合において、大筋合意に至り、2016年2月、ニュージーランドで署名された。

その後、2017年1月に米国が離脱を表明したことを受けて、米国以外の11か国の間で協定の早期発効を目指して協議を行い、2017年11月のダナンでの閣僚会合で11か国によるTPPにつき大筋合意に至り、2018年3月、チリで「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11協定)」が署名された。現在までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ベトナムの7か国が国内手続を完了した旨の通報を寄託国ニュージーランドに行い、2018年12月30日に発効した。2021年7月、ペルーが国内手続を完了した旨を寄託国ニュージーランドに通報し、同年9月19日に発効した。その後、2023年7月までに他の全ての原署名国(ベトナム、マレーシア、チリ、ブルネイ)についても発効した。

加えて、2023年7月にはCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)への英国の加入に関する議定書が署名され、その後、英国及び締約国内で締結に向けた国内手続が行われ、2024年12月15日には英国及び締約国のうち8か国(日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ)について、協定が発効した<sup>120</sup>。

<sup>120</sup> 内閣官房「TPPの動き」, [https://www.cas.go.jp/jp/pp/ppinfo/2024/index.html] (最終検索日: 2025年3月20日)